

## 第2編 基本計画

## ■基本計画の目的

基本計画は、めざすべきまちの将来像である「笑顔 元気 ずっと暮らしたいまち しらこ」を実現するために、基本構想で設定した、めざすまちの姿と施策の大綱に沿って、必要な施策・計画を総合的・体系的に示すものです。

前期基本計画期間は、基本構想の最終目標年度である平成 39 年度（2027 年）に到達すべき目標を定めた上で、平成 30 年度（2018 年）から平成 34 年度（2022 年）までの 5 年間とします。

## ■基本計画の見方

基本計画は、第 1 編・基本構想・第 4 章の施策の大綱体系で示したとおり 3 つのテーマ、6 つの「まちづくりの方向性」、17 の「施策の柱」、「施策」で構成し、施策ごとに「施策の方向」と「施策に関する主な計画・事業」を記載しています。

### 第 1 章 健幸で「いきいき・のびのび」地域力でまちづくり

（分野別のサブテーマ）

#### 第 1 節 健やかに安心して暮らせる体制づくり（まちづくりの方向性）

##### ●施策の大綱

○町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実（**施策の柱**）

#### 1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

##### ●現況と課題

##### ●施策の体系

##### ●施策の方向と主な計画事業

- 施策の方向
- 主な計画事業

施策	主な計画・事業
	【重点 1～3】 【再掲】

- ・【重点 1～3】は、基本構想第 5 章の重点施策として取り組む事業
- ・【再掲】は、複数の施策に該当する事業

## 第2編 基本計画 ○ 目 次 ○

第1章 健幸で「いきいき・のびのび」地域の力でまちづくり	34
第1節 健やかに安心して暮らせる体制づくり	34
1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実	35
2. 保健事業の充実・医療サービス体制の充実	44
3. 安心して暮らせるまちづくりの推進	47
第2節 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり	52
1. 学校教育の充実	53
2. 町民のための生涯学習システムの確立	57
3. 生涯スポーツ・レクリエーションの振興	64
4. 文化の創造	69
第2章 にぎわいと活力にみちた魅力あふれるまちづくり	74
第1節 いきいき働く産業づくり	74
1. 農林業・水産業の振興	75
2. 観光の振興	83
3. 商業・工業の振興	86
第2節 多彩で魅力あるまちづくり	93
1. まちの目標となる土地利用	94
2. 生活基盤の整備	97
3. 快適な地域環境整備	103
第3章 参加と協働のまちづくり	107
第1節 参加と協働のまちづくり	107
1. まちづくりへの参加の仕組みづくり	108
2. 協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり	109
第2節 まちの行財政運営	111
1. まちの行財政運営	112
2. 広域行政の推進	118

# 第1章 健幸で「いきいき・のびのび」地域の力でまちづくり

## 第1節 健やかに安心して暮らせる体制づくり

### ●施策の大綱

#### ○町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

今後も超高齢社会が予想されるなかで、町民が安心して暮らせるまちづくりのためには、地域のネットワークづくりが必要です。特に高次の施設を茂原市などの町外に依存する本町においては、町内でのサービス体制づくりが重要で、個々に行われている保健・福祉・介護サービスの連携強化とネットワーク化を進めます。

町内でのきめ細かな保健・福祉・介護サービス実現のためには、町民が自発的に日々の健康管理や健康増進を行うとともに、町が提供する保健・福祉・介護予防事業に積極的に参加し、いざというときに支え合える町民各々の福祉意識の高揚が重要です。そのために地域や高齢者一人ひとりの実情を把握し、有効なネットワークづくりを進めます。

今後は、高齢化が進んでいるなかで、高齢者の介護予防に関する取り組みや活動を重視し、地域において自分らしく生き生きとした生活をおくれるよう支援しつつ、介護保険サービスの提供基盤の充実に努めます。さらに、高齢者が元気であり続けるためには、介護予防・健康づくりが大切であり、そのような取り組み・活動への積極的な参加を促し、支援する体制づくりを進めます。

一方、少子化の流れに対応するために、女性の社会参加を支援する総合的な保育体制の確立と場所の維持を進めます。障がい者、低所得者に対しては、家庭の実情に応じ生活相談や各種支援事業を進めます。

#### ○保健事業の充実・医療サービス体制の確保

町民が安心して暮らせるための基本は、町民一人ひとりの健康保持であり、そのための保健事業として、乳幼児から高齢者までの各年齢層段階に応じた健診や予防接種及び生活習慣病予防に効果のある各種検診・保健指導事業などを進めます。

町民の健康な暮らしを支える地域医療については、二次待機病院の充実を図りながら救急医療から高次医療、機能回復訓練までの体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取り組みを進めます。

#### ○安心して暮らせるまちづくりの推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に基づき、自ら災害対策を平常時から備える『自助』意識の醸成、自主防災組織への資機材支援、防災訓練を通じた災害時の行動の習得など、町民一人一人の防災意識の向上に取り組みます。

交通安全や防犯については、町民の意識の高揚を図るとともに、事故・犯罪抑止の環境整備を計画的に進めます。

# 1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

## ●現況と課題

白子町の人口は、平成 27 年に 11,149 人、うち 65 歳以上の高齢者は 4,077 人(36.6%)であり、着実に少子超高齢化が進んでいます。

町の高齢者福祉施設などの現状をみると、町内 3 地区の「ふれあいセンター」、広域型の特別養護老人ホームが 1 か所整備され、地域密着型においては特別養護老人ホームが 1 か所、認知症高齢者グループホームが 1 か所整備されています。今後も施設整備については、広域的な視点と町民の要望を踏まえたうえで適正に進めていくことが求められます。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を構築し、町全体で支え合う地域づくりを推進していくため、介護と医療の両方を必要とする高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供するための地域課題の把握と関係機関との連携を図っていく必要があります。

地域における保健・福祉体制は、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア組織などにおいて活動が行われていますが、総合的に保健・福祉サービスを進めていくための相互調整や、組織間の連携は、十分に図られている状況でないため、その対応策として地域福祉ネットワークの整備が必要です。

高齢者世帯は平成 27 年に 2,703 世帯、うちひとり暮らし世帯が 608 世帯で年々増加しており、医療・福祉・介護サービスの充実・強化が急務です。また、団塊の世代の人達が高齢化を迎えており、高齢者福祉ニーズも高度化、多様化するものとみられ、変化に応じた体制づくりや、生きがいづくり対策の強化、町内に整備された施設を多目的に効率的に活用することによるサービスの有機的な連携や充実が求められています。

社会参加する女性の増加や核家族化などにより、子育て支援ニーズも 0 歳児～就学前児童まで多様化し、特に近年は低年齢保育ニーズが増加する傾向にあり、総合的な保育体制の整備と地域における子育て支援体制の構築が必要です。

白子町の障がい者は若干の増加傾向にあり、地域において障がい者やその家族が安心して生活していけるように、各種対策を進めていく必要があります。

表 2-1 年齢階層別人口

(単位：人(％))

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増加数 27 - 22
0～14 歳	2,058(15.5)	1,732(13.2)	1,378(10.7)	1,205(9.9)	1,034(9.3)	▲171
15～64 歳	8,552(64.6)	8,444(64.4)	7,999(62.2)	7,315(60.2)	6,033(54.1)	▲1,282
65 歳以上	2,628(19.9)	2,923(22.3)	3,376(26.3)	3,630(29.9)	4,077(36.6)	447
総 数	13,238(100.0)	13,103(100.0)	12,850(100.0)	12,151(100.0)	11,149(100.0)	▲1,002

資料：国勢調査

注記：年齢不詳を除くため各年齢階層の合計と総数は合わない。

表 2-2 高齢者世帯の推移

年次	高齢者世帯数		うち単独世帯数	
	世帯数 (世帯)	対総世帯 (%)	世帯数 (世帯)	対総世帯 (%)
平成 12 年	2,034	51.2	271	6.8
平成 17 年	2,328	55.1	343	8.1
平成 22 年	2,468	57.8	449	10.5
平成 27 年	2,703	65.8	608	14.6

資料：国勢調査

表 2-3 スマイルクラブ数、会員数の推移

年次	クラブ数	会員数 (人)
平成 12 年	21	1,050
平成 17 年	22	1,100
平成 22 年	16	443
平成 27 年	10	290

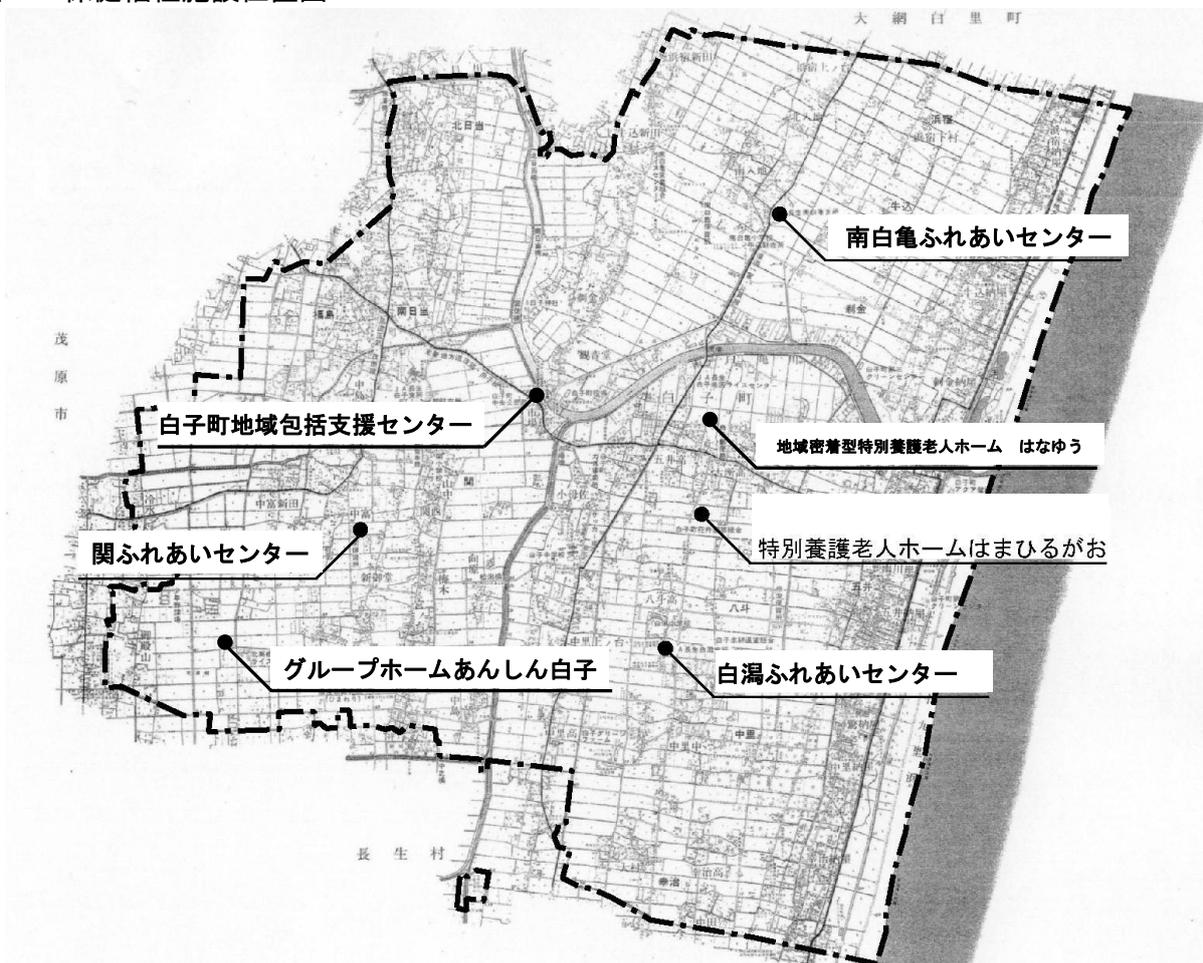
資料：健康福祉課

表 2-4 保育児童数の推移

年次	定員 (人)	児童数 (人)	児童数		
			3歳未満	3歳児	4～5歳
平成 7 年	350	355	36	36	248
平成 12 年	350	315	45	68	202
平成 17 年	350	256	33	63	160
平成 22 年	350	274	45	69	160
平成 27 年	350	254	64	60	130

資料：住民課

図 2-1 保健福祉施設位置図



## ●施策の体系

- (1) 総合的な保健・福祉行政の推進
  - ①地域ぐるみで保健・介護体制の構築
  - ②地域に根ざした健康づくりの推進
  - ③住民主体の保健・福祉活動への支援の充実
  - ④保健・福祉・介護保険に関する計画の見直し・策定
  - ⑤社会保障制度の周知と活用の推進
- (2) 高齢者福祉の充実
  - ①地域での見守りネットワークの構築
  - ②介護保険制度の適切な事業運営と地域包括ケアシステムの構築
  - ③高齢者が持つ知恵と経験の継承と地域での活用
  - ④高齢者の生きがい確保のための教育文化活動への支援
  - ⑤認知症支援の充実
- (3) 子育て支援・ひとり親家庭など福祉の充実
  - ①地域における子育て支援の充実
  - ②総合的な保育・子育て支援施策の推進と充実
  - ③保育所・児童遊園など安心して子育てができる環境の整備
  - ④ひとり親家庭など福祉の推進
  - ⑤結婚支援の充実
- (4) 障がい者福祉の充実
  - ①障がい者福祉の充実

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 総合的な保健・福祉行政の推進

#### ○施策の方向

##### ①地域ぐるみで保健・介護体制の構築

- ・保健・福祉施策の体系化と効率的な実施とともに超高齢社会に対応した、保健・福祉・介護サービスの充実を図るために、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどによる総合的な地域福祉ネットワークづくりをさらに進めるとともに各地区単位での保健・福祉体制づくりを進めます。

##### ②地域に根ざした健康づくりの推進

- ・さまざまな健康管理の方法や生活習慣病予防、介護予防の取り組みや広報活動を進めます。また、町民の保健・福祉意識の醸成のために町民自らが主体的に健康づくりや介護予防を行うための環境を整備します。

##### ③住民主体の保健・福祉活動への支援の充実

- ・ふれあいセンターなどにおいて各種健康づくり事業や介護予防事業、福祉事業を実施するとともに、社会福祉協議会で行う保健・福祉活動を支援していきます。

④保健・福祉・介護保険に関する計画の見直し・策定

- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行い、策定を行います。
- ・障がい者計画及び障がい福祉計画等の見直しを行い、策定を行います。
- ・健康増進計画（食育推進計画・自殺対策計画含む）の見直しを行い、策定を行います。
- ・特定健診等実施計画の見直しを行います。
- ・データヘルス計画の見直しを行い、策定を行います。

⑤社会保障制度の周知と活用の推進

- ・国民健康保険制度の改革により運営が千葉県と共同で行うよう広域化し、制度の安定化を進めます。
- ・今後の高齢社会に対応するため、老後生活の支えとなる国民年金制度の周知と制度の未加入者の解消を進めます。また国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の適正な活用を進めます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①地域ぐるみで保健・介護体制の構築	○関係機関、地域ぐるみで保健・介護体制の充実【重点1】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町、社会福祉協議会、地域包括支援センターによる総合的な地域福祉づくり（健康福祉課）</li> <li>・ 教育、産業など他分野と連携した支援体制の充実（総務課、健康福祉課、関係各課）</li> </ul>
②地域に根ざした健康づくり推進	○ライフステージに応じた健康づくり事業展開【重点1】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり推進事業（健康福祉課）</li> <li>・ 健幸ポイント事業（健康福祉課）</li> <li>・ 糖尿病重症化予防の取り組み（住民課・健康福祉課）</li> <li>・ 食生活改善推進活動事業（健康福祉課）</li> </ul>
③住民主体の保健・福祉活動への支援の充実	○地域活動への支援事業の実施【重点1】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献血推進事業（健康福祉課）</li> <li>・ 社会福祉協議会活動支援（健康福祉課）</li> </ul>
④保健・福祉・介護保険に関する計画の見直し・策定	○保健・福祉・介護保険に関する計画の見直し・策定と計画相互の連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直し・策定（健康福祉課）</li> <li>・ 障がい者計画及び障がい福祉計画の見直し・策定（健康福祉課）</li> <li>・ 健康増進計画（食育推進計画・自殺対策計画含む）の見直し・策定（健康福祉課）</li> <li>・ 特定健診等実施計画の見直し（住民課）</li> <li>・ データヘルス計画の見直し・策定（住民課）</li> </ul>
⑤社会保障制度の周知と活用の推進	○国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の健全運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険制度改革による運営の広域化（住民課）</li> </ul> ○国民年金の加入促進及び制度改善の要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金事業（住民課）</li> </ul>

## (2) 高齢者福祉の充実

### ○施策の方向

#### ①地域見守りネットワークの構築

- ・地域社会全体で地域を見守る体制を確保するため、協力事業者との連携を強化し地域を見守る体制を行っていきます。また、民生委員や地区社会福祉協議会が実施している安否確認や地域福祉・見守りネットワークにより地域の高齢者が自立した日常生活を営めるよう支援をしていきます。

#### ②介護保険制度の適切な事業運営と地域包括ケアシステムの構築

- ・高齢者が地域において自立した生活を営めるよう支援するため、地域包括ケアシステムの構築、介護保険制度の適正・公平な運営に努めます。
- ・町と地域包括支援センターの連携を中心に介護予防活動に積極的に取り組むとともに、高齢者の権利擁護や総合相談を実施し、高齢者が安心して生活を営めるよう支援を行います。
- ・介護予防に関する知識の普及や介護予防活動を行う団体などを支援するとともに、高齢者一人ひとりが自らの健康維持・改善に取り組む機会の提供に努めます。

#### ③高齢者が持つ知恵と経験の継承と地域での活用

- ・高齢者の知恵と経験を継承し、地域づくりに活かしていくために、シルバー人材センターの機能強化を進めるとともに、行政のみならず地域住民や民間企業での積極的な活用を進めます。

#### ④高齢者の生きがい確保のための教育文化活動への支援

- ・高齢者の生きがいづくりのために、コミュニティや教育文化活動へ高齢者の積極的な参加の仕組みづくりを進めます。特に、ふれあいセンターでの自主的な交流活動を支援し、高齢者の地域活動への積極的な参加を促進します。
- ・高齢者の教育・文化活動への参加の目標として、文化祭、地区運動会及び各種イベントにおける表現や発表の機会を創出します。

#### ⑤認知症支援の充実

- ・認知症になっても地域で安心して暮らせるように関係機関などと連携を図りながら、各種制度についての周知や利用に向けた支援を行います。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①地域見守りネットワークの構築	○地域見守りネットワーク ・ 日常生活を支援するため地域福祉・見守りネットワークの構築（健康福祉課）
②介護保険制度の利用促進と自立した日常生活の支援	○介護保険制度の適正・公平な運営 ・ 介護保険事業（健康福祉課） ・ 地域支援事業（健康福祉課） ・ 地域包括支援センター事業（健康福祉課） ・ 家族介護慰労事業（健康福祉課）  ○高齢者福祉サービスの施策の充実【重点1】 ・ 機能訓練教室（健康福祉課） ・ 緊急通報体制等整備事業（健康福祉課） ・ 老人福祉施設入所措置事業（健康福祉課） ・ 福祉タクシー事業（健康福祉課）
③高齢者が持つ知恵と経験の継承と地域での活用	○シルバー人材センターの機能強化の検討 ・ シルバー人材センター補助事業（健康福祉課）
④高齢者の生きがい確保のための社会・文化活動への支援	○生きがい確保と社会・文化活動の支援事業の実施 ・ スマイルクラブ活動助成事業（健康福祉課） ・ ふれあいセンターでの自主的な交流の場の提供（健康福祉課）  ・ 敬老祝賀会事業（健康福祉課） ・ 結婚50周年祝賀事業（健康福祉課）
⑤認知症支援の充実	○認知症支援の推進・充実 ・ 認知症初期集中支援チームの早期対応（健康福祉課） ・ 認知症サポーターの養成・地域ケア会議の充実（健康福祉課）



地区社会福祉協議会主催による「いきいきサロン」  
（小学校児童による金管バンド演奏）

### (3) 子育て支援・ひとり親家庭など福祉の充実

#### ○施策の方向

##### ①地域における子育て支援の充実

- ・共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない家庭などへの支援はもとより、すべての子育て家庭で、安心して子育てをすることができるよう、サービスの充実に努めます。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援により、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、支援体制を構築します。

##### ②総合的な保育・子育て支援施策の推進と充実

- ・白子町子ども・子育て支援事業計画の基本理念「育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち」のもと、子ども・子育て支援サービスを実施し、さらなる推進と充実に努めます。
- ・女性の社会参加を支援するため、学校の空き教室などを活用し、地域の状況に応じた保育体制を強化します。
- ・養育支援が必要な家庭に対し、居宅を訪問して養育に関する指導、助言等の支援を行うことにより、適切な養育環境の確保に努めます。

##### ③保育所・児童遊園など安心して子育てができる環境の整備

- ・子どもたちが健やかに育つためには、子育て家庭を取り巻く地域環境の充実が大切です。将来を見据えた計画的・効率的な保育所の整備・補修を行っていきます。また、保育士の確保・配置の工夫に努めます。
- ・児童遊園については、遊具の修理・更新や地域のイベント広場としての活用などを進めます。
- ・安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭への経済的支援の充実に図ります。また、適正な医療機関の受診を促すための知識普及を図るため、講習会を実施します。

##### ④ひとり親家庭など福祉の推進

- ・ひとり親家庭などに対して、ニーズに応じた各種助成を行います。

##### ⑤結婚支援の推進

- ・子ども人口の増加には、未婚者の解消が必要であり、独身男女の出会いと結婚を支援するため、社会福祉協議会などで行う結婚相談事業を支援していきます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①地域における子育て支援の充実	<p>○地域での子育て支援【重点1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業〔学童保育〕（住民課）</li> <li>・ 病児保育事業（住民課）</li> <li>・ 母子保健事業（ママパパ教室、新生児訪問指導、乳幼児健診、予防接種）（健康福祉課）</li> <li>・ 食育の推進（健康福祉課）</li> <li>・ 妊婦一般健康診査費用助成（健康福祉課）</li> </ul>
②総合的な保育・子育て支援施策の推進と充実	<p>○総合的な保育体制確立【重点1・2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白子町子ども・子育て支援事業計画の実施（住民課）</li> </ul> <p>○各種子育て支援施策の実施【重点1・2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時預かり事業（住民課）</li> <li>・ 延長保育事業（住民課）</li> <li>・ 乳児保育の促進（住民課）</li> <li>・ 障がい児保育事業（住民課）</li> <li>・ 保育所子育て支援事業（保育料の優遇、園庭開放、育児相談、在宅児と園児の交流、食育など）（住民課）</li> <li>・ 乳幼児家庭支援事業（おむつ用ごみ袋の配付）（住民課）</li> <li>・ 養育支援訪問事業（健康福祉課）</li> </ul>
③保育所・児童遊園など安心して子育てができる環境の整備	<p>○保育の場確保のための事業実施【重点1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所3カ所の定員の維持（住民課）</li> <li>・ 保育所施設整備事業（住民課）</li> </ul> <p>○児童遊園の補修【重点1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補修整備助成事業（健康福祉課）</li> </ul> <p>○安心して子育てができる環境の整備【重点1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども医療費助成事業（健康福祉課）</li> <li>・ 任意予防接種費用の一部助成（健康福祉課）</li> <li>・ 子ども救急講習会の開催（健康福祉課）</li> </ul>
④ひとり親家庭など福祉の推進	<p>○ひとり親家庭などへの助成事業の実施【重点1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親家庭等医療費給付事業（健康福祉課）</li> </ul>
⑤結婚支援の推進	<p>○結婚相談事業を行う社会福祉協議会への助成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会活動支援（健康福祉課）</li> </ul>

#### (4) 障がい者福祉の充実

##### ○施策の方向

##### ①障がい者福祉の充実

- ・ 障がい者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営めるよう、また、介助にあたっている家族などの精神的、肉体的な負担を軽減できるよう生活支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者が社会の一員として自立し、障がいのある人もない人も、その人らしい生活を営むことができる社会の実現のための支援施策の充実を進めます。
- ・ 障がいのある人の権利を擁護し、安心して暮らすことができるよう支援します。

##### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①障がい者福祉の充実	○障がい者（児）等支援介護施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい福祉サービス事業（健康福祉課）</li> <li>・ 障がい児通所支援サービス（健康福祉課）</li> <li>・ 相談支援事業（健康福祉課）</li> <li>・ 日常生活用具等給付事業（健康福祉課）</li> <li>・ 日中一時支援事業（健康福祉課）</li> <li>・ 在宅重度知的障がい者・ねたきり身体障がい者福祉手当給付事業（健康福祉課）</li> <li>・ 重度心身障がい者（児）医療給付事業（健康福祉課）</li> <li>・ 自立支援医療給付事業（健康福祉課）</li> <li>・ 補装具費支給事業（健康福祉課）</li> <li>・ 障がい者移動入浴介護事業（健康福祉課）</li> <li>・ 精神障がい者保健福祉事業（健康福祉課）</li> <li>・ 障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給事業（健康福祉課）</li> </ul>
	○社会参加促進施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思疎通支援事業（健康福祉課）</li> <li>・ 移動支援事業（健康福祉課）</li> <li>・ 地域活動支援センター事業（健康福祉課）</li> <li>・ 自動車運転免許・改造費助成事業（健康福祉課）</li> <li>・ 知的障がい者職親委託制度事業（健康福祉課）</li> <li>・ 福祉タクシー事業（健康福祉課）【再掲】</li> </ul>
	○権利擁護支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業（健康福祉課）</li> </ul>

## 2. 保健事業の充実・医療サービス体制の充実

### ●現況と課題

白子町における死亡原因は、近年、悪性新生物が上位を占めています。疾病を未然に予防するためには、先ず町民の健康づくり活動や疾病などの状況を把握することが重要で、その体制を充実させていく必要があります。

核家族化、少子化が急速に進行するなか、町民が安心して出産、育児ができるようにするため、母子保健や子育てに関する相談対応、個々に応じた支援が求められています。

白子町の地域医療は、周辺市町村の医療機関に依存するところが大きく、地域医療サービスを充実していくためには、広域市町村圏組合や周辺自治体と協働しながら、広域的な取り組みに基づいた地域医療のシステムづくりを進めていく必要があります。

表 2-5 主要死因別死亡者数の推移

年次	死亡者総数					
	(人)	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	肺炎	その他
昭和 60 年	88	21	17	14	-	36
平成 2 年	101	19	22	21	-	39
平成 7 年	140	22	43	29	-	46
平成 12 年	136	15	39	26	-	56
平成 17 年	177	17	46	38	34	42
平成 22 年	174	11	38	36	20	69
平成 27 年	193	17	50	37	16	73

資料：千葉県衛生統計年報

### ●施策の体系

#### (1) 各種保健事業の充実

- ①町民による健康管理意識の醸成と活動体制づくり
- ②疾病予防、健康増進施策
- ③各種健康管理施策、支援の実施
- ④生活習慣病予防の推進
- ⑤こころの健康づくり

#### (2) 地域医療サービスの確保

- ①予防活動の充実と地域福祉ネットワークづくり
- ②医療サービスの確保
- ③高齢者見守り体制の構築

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 各種保健事業の充実

#### ○施策の方向

##### ①町民による健康管理意識の醸成と活動体制づくり

- ・超高齢化の進行や健康への関心の高まりをふまえ、小児から高齢者までの年齢層段階に応じた健康管理や指導体制の充実を図ります。

##### ②疾病予防、健康増進施策

- ・小児から高齢者までの町民全ての健康を保持するために、各種予防接種及び乳幼児健診、疾病の早期発見、早期治療を推進するための各種検診、個別相談などを実施します。
- ・ICT機能（健康ナビ）を利用して、各種検（健）診の日程、予防接種のスケジュール管理などについて情報発信します。
- ・健康寿命の延伸と健康づくりの推進を図るため、専用歩数計を携帯し、歩数やBMI、筋肉率の改善を図ります。

##### ③各種健康管理施策、支援の実施

- ・中高年及び母子の健康管理を支援するために、健康教育や食生活、生活習慣を含めた健康相談などの指導体制を充実させます。また、情報機器を活用して町民の医療データの系統的管理を支援し、保健指導への有効利用を図ります。

##### ④生活習慣病予防の推進

- ・個人の健康づくりだけでなく、長期的な医療費削減を目指し、町民の健康づくりへの意識を高めるためデータヘルス計画を策定し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病などの発症や重症化予防などの保険事業の実施及び評価を行い、効果的、効率的な健診、保健指導を実施します。

##### ⑤こころの健康づくり

- ・若年層のこころの問題への支援や、本人や周囲がこころの病気に気づくことができるよう知識の普及と相談窓口の周知などに務めます。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①町民による健康管理意識の醸成と活動体制づくり	○年齢層段階に応じた健康管理など【重点1】 ・小児から高齢者までの年齢層段階に応じた健康管理など（健康福祉課）
②疾病予防、健康増進施策	○生涯を通じた健康づくり体制の充実【重点1】 ・結核予防事業（健康福祉課） ・各種がん検診事業（健康福祉課） ・母子保健事業（健康福祉課） ・予防接種事業（健康福祉課） ・健康づくり事業（健康福祉課） ・健幸ポイント事業（健康福祉課）【再掲】 ・健康情報配信（健康福祉課）

③各種健康管理施策、支援の実施	○健康管理の体制強化、支援の実施【重点1】 ・ 人間ドック助成事業（住民課） ・ 情報機器の活用による健康管理（健康福祉課） ・ 子ども医療費助成事業（健康福祉課）
④生活習慣病予防の推進	○疾病予防に向けた生活習慣病改善への支援【重点1】 ・ 特定健診、特定保健指導（住民課） ・ 健幸ポイント事業（健康福祉課）【再掲】 ・ 糖尿病重症化予防の取り組み（住民課、健康福祉課）
⑤こころの健康づくり	○こころの健康に関する普及啓発を支援 ・ こころの健康に関する知識の普及、相談窓口の周知、ゲートキーパーの養成（健康福祉課）

## (2) 地域医療サービスの確保

### ○施策の方向

#### ①予防活動の充実と地域福祉ネットワークづくり

- ・ ふれあいセンターを利用した生活習慣病予防活動や介護予防活動を実施するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携した地域福祉ネットワークを構築します。
- ・ 食生活改善協議会など生活習慣病予防や介護予防に関する知識、技術を有する団体、ボランティアなどが行なう活動、事業を積極的に支援します。

#### ②医療サービスの確保

- ・ 町民の健康な暮らしを支える地域医療については、救急医療をはじめとする体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取り組みを推進します。

#### ③高齢者見守り体制の構築

- ・ ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯などへ見守り体制を構築するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員など地域の社会福祉団体やボランティアとの連携を強化します。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①予防活動の充実と地域福祉ネットワークづくり	○ふれあいセンターの利用【重点1】 ・ ふれあいセンターにおける生活習慣病予防や介護予防活動の実施（健康福祉課） ・ 地域における社会福祉団体などの活動支援（健康福祉課）
②医療サービスの確保	○体系的な医療サービスの確保【重点1】 ・ 広域市町村圏組合病院会計負担事業（健康福祉課）
③高齢者見守り体制の構築	○町と社会福祉団体の連携強化 ・ 町と地域の社会福祉団体などの連携による高齢者の見守り体制の構築（健康福祉課）

### 3. 安心して暮らせるまちづくりの推進

#### ●現況と課題

東日本大震災においては、地震や津波によって、多くの市町村職員が被災し、本来被災者を支援すべき行政自体が麻痺する事態となりました。このような大規模災害時には「公助」に限界があるという教訓を生かし、「自助」・「共助」による「ソフトパワー」の重要性を認識し、町民による地域コミュニティレベルでの防災・減災活動の育成、支援をすすめます。また、防災訓練では、家庭や事業所での災害への備えの確認、災害発生直後を想定した地域による安否確認や応急手当、避難所の開設から運営の流れの確認など、今後も継続して実施し、災害に備える必要があります。

交通事故発生件数は、例年減少傾向で推移しています。本町の交通手段は車中心であり、運転者（自転車を含む）及び歩行者（特に幼児、高齢者）に対する交通安全指導や道路の交通安全対策を強化していく必要があります。

刑法犯罪発生件数は、近年は 150 件前後を推移しており、防犯施設の整備や監視体制を充実させていく必要があります。

北消防署の開設により、消防、救急医療体制は改善されていますが、いざというときの即応体制強化を図るために、広域施設との連携強化と町内での連絡体制づくりを推進していく必要があります。

表 2-6 交通事故発生件数の推移

年次	事故件数	
	(件)	うち死亡事故件数
平成 7 年	65	2
平成 12 年	94	3
平成 17 年	64	3
平成 22 年	51	0
平成 27 年	32	0

資料：警察署調べ

表 2-7 刑法犯罪発生件数の推移

年次	犯罪件数 (件)	犯罪の種類					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
平成 7 年	197	2	6	171	5	0	13
平成 12 年	204	5	9	172	6	0	12
平成 17 年	177	1	1	147	4	0	24
平成 22 年	151	1	1	128	2	1	18
平成 27 年	150	0	3	120	8	0	19

資料：警察署調べ

表 2-8 自然災害の発生履歴

年月日	種別名称等	被害の記録
昭和 23 年 9 月 15 日	アイオン台風	本県横断により、家屋倒壊 142 棟、幸治、古所海岸に高潮、樹木畑被害、交通途絶、電線不通
昭和 35 年 5 月 24 日	チリ地震、津波	南白亀川河口より遡上、家屋倒壊 1 戸、半壊 3 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 20 数戸
昭和 62 年 12 月 17 日	千葉県東方沖地震	家屋一部破損 1,387 棟、ブロック塀倒壊 13 か所
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災	死者 1 名、建物全壊 1 棟、一部損壊 16 棟

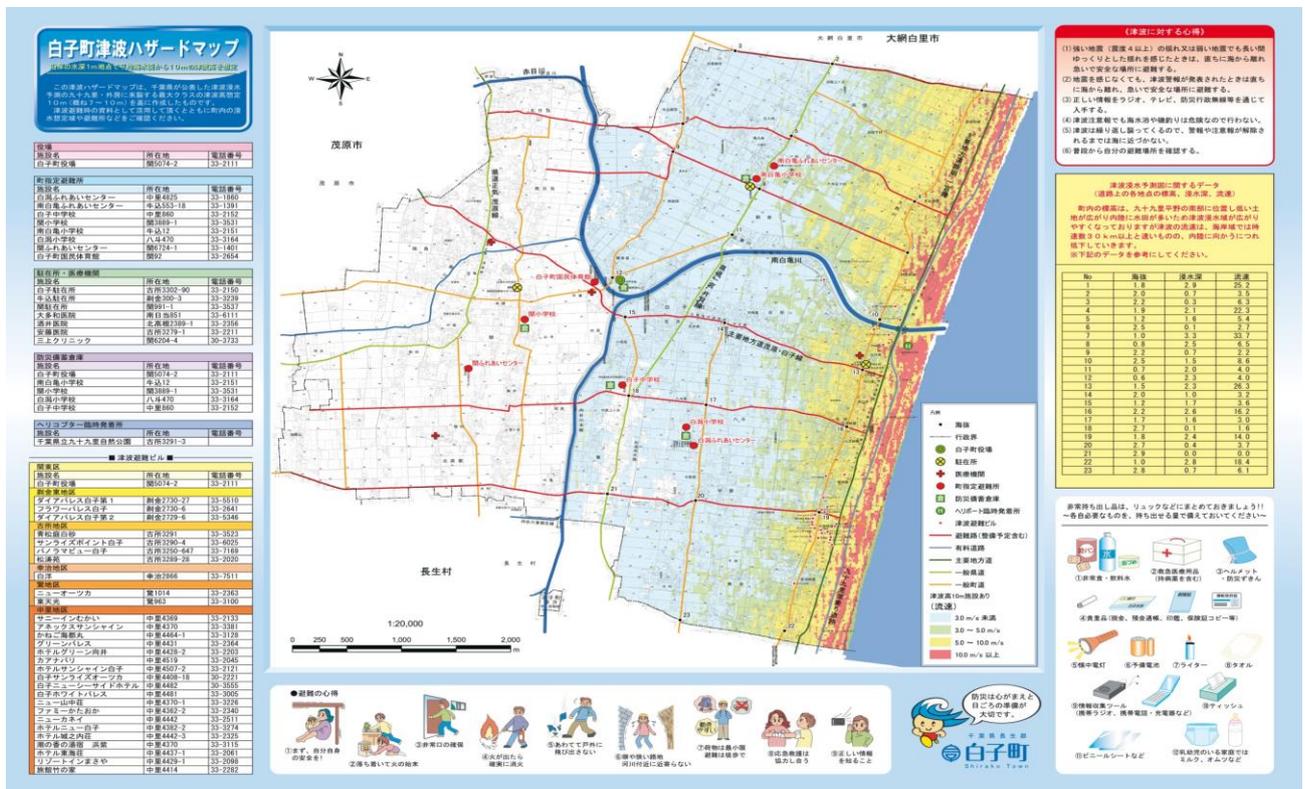
資料：白子町調べ

表 2-9 防災訓練参加者推移

□防災訓練参加者人数(年度別)

避難所	避難者人数					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
関小中学校	250	116	53	56	63	57
白潟小学校	260	204	112	101	73	80
南白亀小学校	250	228	180	102	107	104
白子中学校	159	82	60	137	87	151
関ふれあいセンター	146	112	94	61	72	74
一時避難施設等	595	660	438	340	299	272
合計	1660	1402	937	797	701	738

図 2-2 白子町津波ハザードマップ(付属資料に拡大図を再掲)



●施策の体系

(1) 町民に優しいまちづくりの推進

- ① 主要な福祉医療など公共施設周辺の安全なまちづくりの推進
- ② 公共施設への輸送サービス強化の検討

(2) 自然災害に強いまちづくりの推進

- ① 防災対策の推進
- ② 地盤沈下対策の推進
- ③ 南白亀川の水害対策の推進

(3) 安全に暮らせるまちづくりの推進

- ① 交通安全対策の推進
- ② 防犯など安全対策の推進
- ③ 自主防災組織の育成・支援

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 町民にやさしいまちづくりの推進

#### ○施策の方向

##### ①主要な福祉医療など公共施設周辺の安全なまちづくりの推進

- ・千葉県福祉のまちづくり条例に対応し、主要な公共公益施設周辺の道路などの公共施設について高齢者や交通弱者にやさしい施設整備を進めます。
- ・また不特定多数の方が利用する建築物については、誰もが使い易い施設整備を進めます。

##### ②公共施設への輸送サービス強化の検討

- ・ふれあいセンターや公民館、集会所などの公共施設や町外の高次医療福祉施設の利用利便性を向上させるために、ボランティアなどを活用した輸送サービスの導入を進めます。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①主要な福祉医療など公共施設周辺の安全なまちづくりの推進	○主要な福祉医療など公共施設周辺の安全なまちづくりの推進 ・ 高齢者や交通弱者にやさしい施設整備（総務課）
②公共施設への輸送サービス強化の検討	○公共施設への輸送サービス強化の検討 ・ 町の輸送サービス強化のあり方の検討（総務課）

### (2) 自然災害に強いまちづくりの推進

#### ①防災対策の推進

- ・東日本大震災を教訓に見直しをした地域防災計画をふまえ、津波・高潮・河川の氾濫などの災害の未然防止対策、及び災害発生時の人的被害を最小限にするための防災情報伝達体制及び消防体制などの強化を図るとともに避難、救助、復旧及び消火活動を実施するために必要な防災機能の確保を図ります。また、防災マップなどにより町内防災施設の周知を図るとともに、自治会・自主防災組織などと協力し町民の防災意識の醸成を図ります。
- ・防災に関する周辺市町村との協力体制を確認・強化し、災害に対応する体制づくりを推進します。
- ・既存の建物や新築、増改築の建物には、その構造などの防災対策の確認に努め、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・町民一人ひとりが災害に対する正しい心構えを身につけ、いざというときに落ち着いて行動できるように、防災訓練を実施していきます。

#### ②地盤沈下対策の推進

- ・九十九里地域地盤沈下対策協議会による地盤沈下などの状況調査をふまえ、地盤沈下対策を進めます。

#### ③南白亀川の水害対策の推進

- ・南白亀川改修期成同盟会、南白亀川流域懇談会、県及び流域市町村の関係各課などとの南白亀川水系に係る整備計画策定の協議を進め、流域市町村一体での河川水害対策を進めます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①防災対策の推進	<p>○防災体制、防災情報伝達体制の強化及び防災機能の確保 <b>【重点3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急避難施設整備事業（総務課・建設課）</li> <li>・ 県道茂原白子線バイパス（緊急避難道路）の整備要望及び推進（総務課・建設課）</li> <li>・ 橋梁整備事業（建設課）</li> <li>・ 避難路案内表示設置事業（総務課）</li> <li>・ 津波救命対策事業（ライフジャケット配備、補助事業）（総務課）</li> <li>・ 災害に強い情報連携システム推進事業（総務課）</li> <li>・ 常備、非常備消防事業（総務課）</li> <li>・ 防災無線維持管理事業（総務課）</li> </ul> <p>○町民の防災意識の醸成 <b>【重点3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練などによる町民の防災意識の醸成（総務課）</li> </ul> <p>○災害の未然防止対策の実施 <b>【重点3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水機場維持管理事業（建設課）</li> </ul> <p>○建築物の防災対策の促進 <b>【重点3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅耐震診断及び改修工事補助事業（建設課）</li> <li>・ 耐震診断相談会の実施（建設課）</li> </ul>
②地盤沈下対策の推進	<p>○地盤沈下対策の推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤沈下対策の推進事業（環境課）</li> </ul>
③南白亀川の水害対策の推進	<p>○流域市町村での水害対策の協議推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域市町村での水害対策の協議推進（総務課、建設課）</li> </ul>

(3) 安全に暮らせるまちづくりの推進

○施策の方向

①交通安全対策の推進

- ・ 子どもや高齢者などの交通弱者を中心とした交通安全指導、教育、交通安全パンフレットを配付するなど、交通安全意識の醸成を図ります。また、まちづくりボランティア活動などを活用して各地区の交通危険箇所の現状を把握し、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設やスピード抑制施策を講じるなどの交通安全対策を進めます。
- ・ 交通災害への備えとして、町民の交通災害共済への加入促進を図ります。

②防犯など安全対策の推進

- ・ 防犯に資する安全対策として、防犯灯の整備を計画的に進めるとともに、少年補導員、防犯指導員、青少年育成白子町民会議などによるパトロールを実施し、防犯対策を進めます。

③自主防災組織の育成・支援

- ・ 「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できる自主防災組織の育成、支援を進めます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①交通安全対策の推進	○交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全教育、指導の充実（総務課）</li> <li>・ 交通安全施設設置事業（建設課）</li> <li>・ 交通安全施設維持管理事業（建設課）</li> <li>・ 交通災害共済への加入促進（総務課）</li> </ul>
②防犯など安全対策の推進	○防犯など安全対策の推進【重点3】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯灯の設置及び維持管理事業（総務課）</li> <li>・ 防犯カメラの設置及び維持管理事業（総務課）</li> </ul>
③自主防災組織の育成・支援	○自主防災組織の育成・支援【重点3】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の結成促進（総務課）</li> </ul>



第7支団訓練(無線中継訓練)

## 第2節 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり

### ●施策の大綱

#### ○学校教育の充実

学校教育は町の次代を担うひとつづくりの基本であり、昨今の情報化、国際化などの大きな社会情勢の変化、平成32年度(2020年)から小学校、平成33年度(2021年)から中学校で完全実施される新学習指導要領に対応したカリキュラムの強化を進めます。

また、生まれ育った郷土を愛し心豊かでたくましい人材を育成するため、地域に対する愛着や自覚が重要であり、白子町の地域特性を生かして、地域の歴史や、農業・観光などの地場産業知識及びスポーツの町としての体育の振興などの特色ある教育内容の強化を進めます。

教育施設については、既存施設の老朽化の度合いと施設に求められる機能などを勘案して、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定し、学校施設の長寿命化計画に基づき適切に施設の補修改良工事を進めます。また、基礎学力の向上と学習意欲の向上の実現のため、ICT教育の推進を図ります。

#### ○町民のための生涯学習システムの確立

町民にとって魅力ある生涯学習を推進するためには、町民一人ひとりが生涯にわたって、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、必要に応じて気軽に学習でき、また、学習した成果が社会に生かされる環境づくりの整備が必要です。

まちづくりの主演は町民であり、町民と行政が一体となって、「参加と協働によるまちづくり」を実現するため、町民の学習ニーズを把握し、学習意欲を高め、自発的な参加と活動ができ、また家庭・学校・地域が連携して、生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

社会教育施設については、日常的な町民相互の語らいやコミュニティ活動及びまちづくり活動の場など、多様な社会活動ニーズに対応して既存施設の機能を拡充します。そのために、白子町公民館や青少年センター及び社会体育施設の利便性を高めるとともに、施設利用については、町民はもとより観光客や町外居住者への開放も進めます。

#### ○生涯スポーツ・レクリエーションの振興

白子町の発展のためには、テニス、グランドゴルフなどのスポーツ・レクリエーションを中心とした年間約85万人程度の観光客のニーズを、町がどのように取り込むかが重要です。そのため、できるだけ多くの町民がスポーツに親しむために「スポーツ・レクリエーション活動」を推進し、町民と観光客とのスポーツをとおした交流の機会を確保することにより、地域振興や観光振興につなげるまちづくりを進めます。

町民スポーツ振興については、町民と行政であり方を慎重に検討し、町民スポーツの活動支援体制の確立を目指し、町民の活動ニーズにあわせた多様な施設確保を進めます。さらに、スポーツに関する情報や知識を町民に提供し、スポーツのまちの主演である町民の知識と意識の高揚に努めます。

#### ○文化の創造

白子町の文化については、町をとりまく状況が日々変化しても、先代から伝わる獅子舞、御田植祭などの伝統文化が町民文化の基本にあり、その保存継承に努めます。特に若い世代への文化の伝承機会の場を設け、その活動を進めます。

一方、町に新たな活力を与えるために、新たな文化の醸成を推進するとともに国内他地域との交流及び町民交流の機会を確保し、広域的な文化活動を推進し、交流による新たな文化の醸成を進めます。

また、町の地域性や歴史をふまえ、伝統に根ざしつつも新しい地域文化の醸成と育成に努め、文化活動をとおして近隣市町村の中での独自性を発揮できるまちづくりを進めます。

# 1. 学校教育の充実

## ●現況と課題

現在の学校教育においては、現行の学習指導要領の趣旨を踏まえ、「確かな学力」「豊かな学力」「健やかな体」をはぐくむことが求められており、これに基づき、情報化・国際化、発達段階に応じたキャリア教育、地域とともにあゆむ学校づくりを推進してきました。

しかしながら、今後は新学習指導要領の趣旨により、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す必要があります。

町内の学校教育施設は、小学校 3 校、中学校 1 校が設置されています。白子町の児童生徒数は減少傾向にあり、今後もその傾向が続くものと予想されることから、施設数は現状で充足しているものとみられます。しかしながら、当初の建築から 40 年以上を経過する学校教育施設がほとんどで、安心安全な学習環境を確保するためには「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、学校施設の長寿命化計画に基づき既存施設の補修と機能強化が必要と思われる。

また、町内の小中学校では、校務用コンピュータやパソコン教室用コンピュータなどが整備されていますが、導入からの年数が経過しており、機器やソフトウェアが古くなっています。これにより動作が不安定になったりセキュリティ面で不安定だったりしていますので、ICT教育を推進するとともに計画的な機器の整備を進めます。

表 2-10 小中学校の学級数、児童生徒数、教員数の推移

年次	小学校総数			白子中学校		
	学級数 (クラス)	児童数 (人)	教員数 (人)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	教員数 (人)
昭和 6 0 年	34	1,062	51	16	575	28
平成 2 年	35	915	49	15	543	29
平成 7 年	32	912	49	14	495	26
平成 1 2 年	30	760	50	13	455	26
平成 1 7 年	27	589	50	13	363	26
平成 2 2 年	24	489	43	11	287	25
平成 2 7 年	25	462	39	11	253	23
平成 2 9 年	24	435	42	10	221	21

資料：学校基本調査

## ●施策の体系

### (1) 教育内容、指導の充実

- ①「何ができるようになるか」新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実
- ②「何を学ぶか」新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し
- ③「どのように学ぶか」主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習過程の改善

## (2) 教育環境の整備と教育施設の機能強化

- ①地域の公共施設としての教育施設の機能強化
- ②教育環境の整備（ICT機器整備）

### ●施策の方向と主な計画事業

#### (1) 教育内容、指導の充実

##### ○施策の方向

- ①「何ができるようになるか」新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実
  - ・ふるさと白子を愛する白子学（地域特有の歴史文化、農業、テニスなどのスポーツ活動などの学校教育への活用）を進めます。
  - ・変化の激しい社会を生き抜いていける力を育むために、心と体を鍛える教育を推進します。
  - ・児童生徒の基礎学力の定着・向上のため町独自に指導主事を配置し、合わせて各小中学校へ学習支援員を配置します。また、発達障害や特別な教育的支援を要する児童生徒の支援のため町独自に特別支援教育支援員を配置します。
  - ・経済的な理由により就学が困難である児童生徒（要保護・準要保護）または特別支援学級に入級している児童生徒に対し、就学に要する経費を援助します。
  - ・家庭的・経済的な理由から進学をあきらめている場合があるため、総合的な子育て支援として大学進学などに係る経費の利子を補助し、進学を支援します。
  - ・中学生を海外派遣することにより、その国の歴史や文化を学び自然や伝統を体験することで国際的な視野を育むとともに、交流研修の経験を地域に還元することで、未知の状況にも対応できる人材の育成を図ります。
- ②「何を学ぶか」新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し
  - ・教育ICTの整備を進めながら、次代に必要な資質や能力を育む教育ICTのカリキュラムを作成し実施します。
  - ・子どもたちが将来どのような職業に就くとしても求められる、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を身に付けるため、外国語指導助手を配置するとともに、外国語が堪能な日本人指導員を配置し、外国語能力の向上を図ります。
- ③「どのように学ぶか」主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習過程の改善
  - ・総合的な学習の時間を活用し、小中学校単位で地区や町の特性を活かした教育内容の工夫を行います。
  - ・町内各小学校での交流を含めた小中連携教育や、いわゆる中1ギャップ解消を含めた円滑な継続のために小中連携教育の推進を図ります。
  - ・白子町青少年センターへ教育相談室を開設し、教育相談員を配置します。児童生徒の相談のみならず、保護者の抱えるさまざまな悩みごとや児童生徒の不登校問題、生活不適應問題の解消にあたります。
  - ・町内小中学校の教育研究による相互交流と教育活動の推進を図ります。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
<p>①「何ができるようになるか」 新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実</p>	<p>○学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと白子を愛するふるさと教育の推進（教育課）</li> </ul> <p>○生きて働く知識・技能の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ たくましい心と体の育成（教育課）</li> <li>・ 指導主事、学習支援員及び特別支援教育支援員の配置（教育課）</li> <li>・ 児童生徒就学援助（教育課）</li> </ul> <p>○未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学育英資金の利子補給の実施（教育課）</li> <li>・ 中学生海外交流研修の推進（教育課）</li> </ul>
<p>②「何を学ぶか」 新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し</p>	<p>○次代に必要な資質や能力を育むICT教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT教育の推進（教育課）</li> </ul> <p>○小学校の外国語教育の教科化などへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語指導助手や専任指導員の導入（教育課）</li> </ul>
<p>③「どのように学ぶか」 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習過程の改善</p>	<p>○生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小小連携教育・小中連携教育の推進（教育課）</li> <li>・ 児童生徒、保護者を対象とした教育相談（教育課）</li> </ul> <p>○知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育研究協議会の補助（教育課）</li> </ul>



小小連携・小中連携 チューリップ号

## (2) 教育環境の整備と教育施設の有効活用

### ○施策の方向

#### ①教育環境の整備

- ・ 学校教育施設の状況を調査するとともに、教育内容の変化や高度化に対応した長寿命化など計画的な施設の補修、改良工事を進めます。また、各学校教職員の協力により学校教育施設の日常点検を実施し、児童生徒の安全を確保します。
- ・ 給食施設については、平成27年に給食センターが建て替えられ、ウエット式から衛生面を配慮したドライ方式を導入し、新施設の設備を最大限に活用し、より安全な給食の提供を図ります。

#### ②地域の公共施設としての教育施設の機能強化

- ・ 地震などの非常災害時には、避難場所として利用される地域防災拠点としての機能強化を図ります。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①地域の公共施設としての教育施設の機能強化	○学校教育施設の活用のあり方の検討 ・ 学校教育施設の活用の推進（教育課） ・ 地域防災拠点としての機能強化（総務課）
②教育環境の整備	○学校施設の調査及び施設整備 ・ 学校施設の長寿命化計画の策定（教育課） ・ 教育ICT整備の推進（教育課） ・ 学校施設の整備と見直し（教育課）



学校教育の充実

## 2. 町民のための生涯学習システムの確立

### ●現況と課題

社会情勢の変化・進展に伴い、町民の生涯学習に対するニーズも増大し、多様化、高度化、専門化してきています。

こうした状況下、町民の学習ニーズを把握し、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が学習できるシステムづくりを進める必要があります。

町民と行政による「参加と協働のまちづくり」を推進するためには、まちづくりについて町民が興味をもつことが第一であり、生涯学習のなかで、まちづくりに関する各種講座や情報を提供し、町民にまちづくりへの参加意欲を高めてもらう必要があります。

また、家庭・学校・地域が連携した地域ぐるみの青少年指導、健全育成活動も推進する必要があります。

町民本位の生涯学習体制を整えていく際は、学習ニーズに対応した多様な生涯学習の場の確保が必要であり、青少年センターや白子町公民館の有効活用はもとより、多様な既存施設活用による学習の場を確保する必要があります。



短期生涯学習講座「初めてのスマホ教室」

表 2-11 生涯学習施設の状況

	施設内容	利用団体数（団体）			利用者数（人）		
		25年度	28年度	増減	25年度	28年度	増減
白子町公民館	民俗資料室	—	—	—	273	326	53
青少年センター	会議室	243	217	▲23	2,939	3,151	212
	視聴覚室	257	211	▲46	2,819	6,017	3,199
	和室	160	171	11	2,225	2,539	314
	茶室	23	38	15	176	622	446
	講堂	203	190	▲13	6,248	9,409	3,156
	合計		886	827	▲56	14,407	21,733

資料：教育委員会

表 2-12 公民館主催事業実績（平成 28 年度）

教室名	対象	開設期間	実施回数 (回)	延人員 (人)
そろばん教室	小3～小6	5月～3月	21	127
子ども書道教室	小3～小6	5月～3月	35	630
天文教室	小4～一般	5月～3月	11	88
ペン習字教室	成人	5月～3月	21	58
着物リメイク	成人	5月～3月	11	98
パソコン教室	成人	5月～3月	20	90
スペイン語教室	成人	5月～3月	20	88
書道教室	成人	5月～3月	22	97
初心者パソコン教室	成人	5月～3月	20	163
英会話教室	成人	5月～3月	21	131
文化祭	一般	10/28～11/3	7日間	1,400
成人式	成人	1/8	1	97
生涯学習フェスティバル	一般	3/9～3/12	4日間	1,000

資料：教育委員会



特色ある保育「年長児と年中児を対象にしたソフトテニス教室」

表 2-13 サークル活動の状況(平成 28 年度)

No.	団体名	活動日及び場所
1	しらこ俳句会	第 1、第 3 土曜日・青少年センター会議室、視聴覚室
2	白子町の文化財を守る会	第 3 木曜日・青少年センター会議室、視聴覚室、和室
3	白子文化散歩クラブ	年 5 回実施・県内及び東京周辺
4	九十九里浜の自然を守る会	第 1 日曜日
5	白子天文サークル	第 3 土曜日・青少年センター
6	驚獅子舞保存会	第 1 日曜日・驚西自治会館
7	南日当獅子舞保存会	第 1、第 3 日曜日・南日当公民館
8	友書会	第 2、第 4 土曜日・公民館
9	白写会	最終土曜日・青少年センター会議室外
10	小原流 生け花サークル	毎週金曜日・青少年センター会議室
11	白子町茶道サークル	第 2 水曜日・青少年センター茶室
12	洋裁クラブ	第 1、第 3 火曜日・青少年センター会議室、視聴覚室
13	俳画クラブ	偶数月木曜日・青少年センター会議室
14	染色サークル	第 2、第 4 金曜日・青少年センター会議室
15	押し花サークル さくら会	第 2、第 4 水曜日・青少年センター会議室
16	白子町日本画同好会	第 2 土曜日・青少年センター会議室
17	園貴美会	毎週木曜日・関ふれあいセンター
18	寿恵緑会	毎週水曜日・南川岸公民館
19	たかよし会	第 1、第 3 火曜日・南白亀ふれあいセンター
20	民舞クラブ	毎週土曜日・青少年センター和室、ホール
21	西崎流美喜会	毎週土曜日・講師宅
22	白子ダンスサークル	毎週水曜日・青少年センターホール
23	フォークダンスサークル	毎週金曜日・青少年センター視聴覚室、ホール、ふれあいセンター
24	太極拳竹友会	火曜日 3 日間・青少年センターホール
25	コーラスサークル コールヴィント	月 3 回、土、水曜日・青少年センター、関ふれあいセンター
26	太鼓衆 楽-Raku-	毎週土曜日・青少年センター、国民体育館、武道場
27	琴サークル つむぎ	第 1、第 2、第 3 水曜日・南白亀ふれあいセンター
28	ひまわり琴の会	第 1、第 3 火曜日・青少年センター
29	折り紙カトリア	第 3 木曜日・青少年センター
30	白子絵手紙の会	第 3 土曜日・青少年センター会議室、視聴覚室
31	ガーデニング教室白子	第 3 金曜日・青少年センター会議室
32	白子ヨーガサークル	第 1、第 3 木曜日・青少年センター和室
33	白子函凧 保存会	偶数月第 1 木曜日・白子ニューシーサイドホテル
34	オカリナサークル	第 2、第 4 金曜日・関ふれあいセンター、青少年センター
35	白子町歩こう会	不定期・県内外
36	フラ・カーネーションの会	第 2、第 4 火曜日・南白亀ふれあいセンター
37	幼児サークル ほっぺ	毎週金曜日・青少年センター和室
38	レファTOYOKOオハナの会	第 1、第 2、第 3 水曜日・講師宅外

資料：教育委員会

## ●施策の体系

- (1) 町民本位による生涯学習体制の確立
  - ① 地域での生涯学習体制の確立
  - ② 町民の学習ニーズの把握とそれに応じた講座設定、研修交流事業の仕組みづくり
  - ③ 指導者、リーダーの育成・支援
  - ④ 生涯学習の目標づくり
- (2) 町民の豊かな地域生活に資する生涯学習の推進
  - ① 町民のまちづくり活動意欲を活かせる生涯学習体制づくり
  - ② 町の地域資源を活用した近隣市町村と連携した生涯学習の充実
  - ③ 青少年指導及び健全育成の推進
- (3) 生涯学習施設の整備拡充
  - ① 町民活動、コミュニティの核となる場の確保
  - ② 生涯学習施設の有効活用

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 町民本位による生涯学習体制の確立

#### ○施策の方向

#### ① 社会情勢に対応した生涯学習体制の確立

- ・ 青少年センターを中心とした生涯学習体制の充実とともに、ふれあいセンターを活用したより身近な生涯学習体制づくりを進めます。
- ・ 生涯学習の講座や研修については、周辺市町村の講座や研修内容との相互交流を含めた生涯学習体制づくりを進めます。

#### ② 町民の学習ニーズの把握とそれに応じた講座設定、研修交流事業の仕組みづくり

- ・ 町民の学習意欲や興味を喚起し生涯学習ニーズをきめ細かく把握するために、定期的にアンケート調査を実施するとともに、青少年センターにおいて、生涯学習に対する相談受付などの体制づくりを進めます。
- ・ 子どもから高齢者までの各年代層において生涯学習ニーズに対応した講座の充実を進めます。そのため、教育委員会は庁内関係各課と連携を図りながら講座の新設・充実に努めます。

#### ③ 指導者、リーダーの育成・支援

- ・ 町民主体による生涯学習の充実のため、町民の中から生涯学習の指導者、リーダーを育成するとともに町外からの人材招致を進めます。
- ・ 知恵や経験の豊富な町民と学習機会を求める町民を取り持ち、学習の場を提供する仕組みづくりに努めます。

#### ④ 生涯学習の目標づくり

- ・ 生涯学習活動の意欲高揚と継続的な活動を促進するために、その活動の目標（文化祭などのイベントや青少年センター、ふれあいセンターなどにおける学習成果の発表の場の提供）づくりを進めます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①社会情勢に対応した生涯学習体制の確立	○生涯学習体制の確立と事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年センター、ふれあいセンターを活用した生涯学習体制の確立（生涯学習課）</li> <li>・ 広域の講座受講や研修活動の推進（生涯学習課）</li> <li>・ 講演会への町外居住者の募集（生涯学習課）</li> </ul>
②町民の学習ニーズの把握とそれに応じた講座設定、研修交流事業の仕組みづくり	○町民の学習ニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な情報の提供・相談の受付（生涯学習課）</li> <li>・ 定期的なアンケートの実施（生涯学習課）</li> </ul> ○町民の学習ニーズに応じた講座設定、研修・交流事業の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内関係各課と連携した生涯学習支援体制の確立（生涯学習課、総務課）</li> <li>・ 生涯学習行政における計画の審議（生涯学習課）</li> <li>・ 各種学級・講座内容の充実（教育課、生涯学習課）</li> <li>・ 各種交流事業（教育課、生涯学習課）</li> <li>・ 生涯学習団体への助成（生涯学習課）</li> <li>・ まちづくり出前講座の実施（生涯学習課、関係各課）</li> </ul>
③指導者、リーダーの育成・支援	○指導者、リーダーの育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導者、リーダーの育成（生涯学習課）</li> </ul>
④生涯学習の目標づくり	○生涯学習の目標づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化祭・生涯学習フェスティバル（生涯学習課）</li> <li>・ 新たな発表の場の確保の検討（生涯学習課）</li> </ul>



各種サークル活動の文化祭での展示



町内小中学校による音楽発表会

## (2) 町民の豊かな地域生活に資する生涯学習の推進

### ○施策の方向

#### ①町民のまちづくり活動意欲を活かせる生涯学習体制づくり

- ・町民のまちづくりに関する学習意欲を高めるために、町民の関心が高い様々な分野における講座づくりを進めます。
- ・推進体制は教育委員会に限らず、庁内関係課を含め、全庁的な活動とするための推進体制づくりを進めます。
- ・町民相互の交流をととした生涯学習の充実を進めます。

#### ②町の地域資源を活用した広域交流の推進による生涯学習の充実

- ・町民相互の交流、観光客を含めた町外各地域との交流など多様な分野、地域との交流活動を推進し、それらを生涯学習に活用する仕組みづくりを進めます。

#### ③青少年指導及び健全育成の推進

- ・青少年の非行を防止し、あらゆる機会・活動を通じて健全な育成を図るため、各種青少年育成団体や家庭・学校・地域との連携により、次代を担う青少年の健全育成を図ります。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①町民のまちづくり活動意欲を活かせる生涯学習体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民の生涯学習活動に対する支援の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の生涯学習活動のPRと交流拡大のコーディネート（生涯学習課、総務課）</li> <li>・まちづくり出前講座の実施（生涯学習課、関係各課）</li> </ul> </li> </ul>
②町の地域資源を活用した生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域交流の推進による生涯学習の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村と連携した生涯学習の充実（生涯学習課）</li> </ul> </li> </ul>
③青少年指導及び健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年育成団体との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成白子町民会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成会育成会連絡協議会などへの支援及び協力体制の推進（生涯学習課）</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校区単位での家庭・学校・地域との連携の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区育成会活動の充実（生涯学習課）</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 生涯学習施設の整備拡充

#### ○施策の方向

##### ①町民活動、コミュニティの核となる場の確保

- ・ 各種の研修や地域コミュニティの場を確保するために、青少年センターなどの機能強化を進めるとともに、町民の身近な生涯学習の場としてふれあいセンターを活用します。また新たな生涯学習機能の充実に向けた検討を進めます。
- ・ 既存の小中学校や保育所なども、地域の生涯学習施設としての活用を検討します。

##### ②生涯学習施設の有効活用

- ・ 白子町公民館や青少年センター及び社会体育施設などの生涯学習施設の利用利便性を高めるとともに町民はもとより周辺市町村の住民や観光客への開放も進め、施設の有効利用を進めます。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①町民活動、コミュニティの核となる場の確保	○地域コミュニティ施設の機能強化・活用推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあいセンターの地域コミュニティ施設としての活用（生涯学習課）</li> <li>・ 既存の生涯学習施設の機能強化施策の実施（生涯学習課）</li> </ul>
	○小中学校などの活用推進と新たな施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校等の生涯学習施設としての活用推進（生涯学習課）</li> </ul>
②生涯学習施設の有効活用	○施設の有効活用方策の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習施設の有効活用方策検討（生涯学習課）</li> </ul>



**健幸ポイント事業  
個別運動指導(筋トレ)**



**ふれあいセンター**

### 3. 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

#### ●現況と課題

白子町におけるスポーツ・レクリエーション活動の現状は、武道、軽スポーツ、ソフトテニスなどの各種教室が開催されているほか、個別グループでの活動が行われています。一方、白子町には年間 85 万人程度の観光客が訪れ、テニス、海水浴などのスポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

全国規模の大会などを招致するにふさわしい、スポーツのまちとしての特徴を活かして地域の活性化を目指すためには、スポーツに対する理解やスポーツ推進の気運づくりが重要であり、まずは町民のスポーツニーズをふまえ、町民のスポーツ活動を活発化させるための情報提供や支援体制づくりを進める必要があります。

各種全国大会が開催されているため、スポーツを通じた広域連携の素地は整っていることから、そこから地域振興にもつながるよう、スポーツを通じた各種交流の支援を行う必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動の場としての公共施設は、国民体育館、野球場、テニスコート、サッカー場などが確保され、町民のスポーツ活動が行われています。今後、スポーツを推進していくためには、町民のニーズに応じた多様な活動の場の確保が必要であり、既存施設の多目的利用、民間施設の活用なども視野に入れながら、効率よくスポーツの場を確保していく必要があります。

表 2-14 町内スポーツ施設の概要

	利用状況				施設内容
	25 年度		28 年度		
白子町国民体育館 (武道館)	608 件	10,287 人	740 件	11,100 人	床面積 585 ㎡、高さ 7 m
白子町少年野球場	387 件	4,380 人	308 件	4,665 人	床面積 141 ㎡
白子町サッカー場	208 件	4,160 人	230 件	5,126 人	両翼 76m (センター90m)
白子町テニスコート	325 件	10,356 人	283 件	10,061 人	105m×68m (天然芝)
白子町野球場	359 件	10,300 人	618 件	14,565 人	人口芝コート 3 面
白子町多目的広場	340 件	—	286 件	—	両翼 90m (センター105m)
	366 件	—	332 件	—	H15…4,000 ㎡ (天然芝)
					H18…4,000 ㎡ (天然芝)
					9,000 ㎡ (天然芝)

資料：教育委員会、商工観光課



白子町長杯少年野球大会



社会体育施設「白子町テニスコート」

表 2-15 社会体育事業実績（平成 28 年度）

月	日	事業名	会場
5	12	第 97 回町民野球大会	白子集団施設地区野球場
	18	第 64 回町民ゴルフ大会	レイクウッド 大多喜カントリークラブ
6	12	第 63 回町民バスケットボール大会	白子中学校体育館
	19	第 26 回町民ソフトボール大会	白子町サッカー場
		第 68 回町民バドミントン大会	白子町国民体育館
		第 96 回町民バレーボール大会	白子中学校体育館
		第 57 回長生郡民体育大会（2 競技）	長生村尼ヶ台総合公園野球場ほか
	26	第 5 回町民インディアカ大会 第 89 回町民卓球大会 第 57 回長生郡民体育大会（1 競技）	白子町国民体育館 白子中学校体育館 睦沢町総合運動公園体育館
7	3	第 57 回長生郡民体育大会（2 競技）	長生村体育館ほか
	7	第 57 回長生郡民体育大会（1 競技）	長生村尼ヶ台総合公園運動広場
	8	第 57 回長生郡民体育大会（1 競技）	一宮カントリー倶楽部
	10	第 57 回長生郡民体育大会（4 競技）	長生村尼ヶ台総合公園テニスコートほか
	16	第 57 回長生郡民体育大会（1 競技）	市原市京葉射撃倶楽部
	17	第 57 回長生郡民体育大会（1 競技） 第 19 回町民グラウンドゴルフ大会	長生村体育館 白子集団施設地区多目的広場
10	16	第 98 回町民野球大会	白子集団施設地区野球場
		第 69 回町民バドミントン大会	白子町国民体育館
	22	軽スポーツ大会	白子町国民体育館
11	6	第 90 回町民卓球大会	白子中学校体育館
	8	第 65 回町民ゴルフ大会	レイクウッド 大多喜カントリークラブ
	12	白子カップテニス・ソフトテニス大会	サニーむかいテニスコートほか
	20	第 20 回町民グラウンドゴルフ大会	白子集団施設地区多目的広場
	27	第 97 回町民バレーボール大会 第 64 回町民バスケットボール大会	白子中学校体育館 白子中学校体育館・国民体育館
12	3	第 37 回町民ソフトテニス大会	共同テニスコート
	18	第 22 回町民テニス大会	白子町テニスコート
2	19	第 70 回町民バドミントン大会	白子町国民体育館
	26	第 20 回町民空手道大会	白子中学校体育館
3	5	第 39 回町民柔道大会	白子中学校柔剣道場
	12	第 47 回町民剣道大会	白子中学校柔剣道場
	19	第 21 回町民グラウンドゴルフ大会	白子集団施設地区多目的広場
	29	全国小学生ソフトテニス大会	サニーむかいテニスコートほか

資料：教育委員会

## ●施策の体系

### (1) スポーツをととした各種交流の促進

- ① スポーツの国際・国内大会の誘致と地域との交流の促進
- ② 町民交流の促進
- ③ スポーツを通じた広域交流の促進

### (2) スポーツのまちづくりの推進

- ① 町民のスポーツニーズの把握と活動支援のあり方の検討
- ② 町内のスポーツ団体、指導者の育成・支援
- ③ 町民のスポーツ活動・知識の醸成及び支援

### (3) スポーツ活動の場の確保

- ① 町民の活動ニーズに応じた施設の確保
- ② 民間施設の有効活用
- ③ 公共・民間スポーツ施設の地域資源としての活用

●施策の方向と主な計画事業

(1) スポーツをととした各種交流の促進

○施策の方向

①スポーツの国際・国内大会の誘致と地域との交流の促進

- ・ 各種施設の開放、町民のスポーツボランティア活動への参加、ホームステイなど町全体で大会を支援する体制をつくり、スポーツを通じた町民の広域交流を促進し、その活動を支援します。
- ・ 全国的、国際的なスポーツ大会の誘致を進め、町民の広域交流を促進します。
- ・ 全国大会などは、町が広域交流を行うきっかけとなるものであり、広域交流の可能性のある庁内関係課も多く、住民から各産業の事業者まで関わることから、これらを取りまとめ、全町的な活動とするための推進体制づくりを進めます。
- ・ 周辺市町村のスポーツ活動の場としての活用を推進し、交流を進めます。

②町民交流の促進

- ・ 地区ごとに開催するふれあい運動会への町民参加の促進と、新たなスポーツイベントの開催などを検討し、スポーツを通じた町民交流を促進します。

③スポーツを通じた広域交流の促進

- ・ スポーツイベントへの町民参加の仕組みを確立し、スポーツを通じ町民と観光客・イベント参加者との交流を促進します。
- ・ 各種スポーツのジュニア大会への町内小中学生の参加、シニア大会への町内高齢者の参加といった幅広い町民の広域交流を促進します。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①スポーツの国際・国内大会の誘致と地域との交流の促進	○国際・国内大会の誘致支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際・広域スポーツ大会の誘致支援（総務課、生涯学習課）</li> </ul> ○スポーツを通じた地域との交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツボランティアの育成（生涯学習課）</li> <li>・ スポーツを通じた広域交流のコーディネート（総務課、生涯学習課）</li> </ul>
②町民交流の促進	○スポーツを通じた町民交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツを通じた交流の促進（生涯学習課）</li> <li>・ 地域スポーツ事業（生涯学習課）</li> </ul>
③スポーツを通じた広域交流の促進	○観光客との交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客との交流の促進（商工観光課・生涯学習課）</li> </ul>

## (2) スポーツのまちづくりの推進

### ○施策の方向

#### ①町民のスポーツニーズの把握と活動支援のあり方の検討

- ・スポーツに対する活動意欲や意識の高揚を支援するため、スポーツ推進審議会において町民のスポーツニーズの実態把握に努めます。

#### ②町内のスポーツ団体、指導者の育成・支援

- ・町民のスポーツ団体、指導者の育成と指導者への活動支援を進めます。また、指導者については、町内に限らず町外からも幅広い人材確保に努めます。

#### ③町民のスポーツ活動・知識の醸成及び支援

- ・テニスなどのスポーツの歴史や技術及びスポーツを通じた健康づくりや体力づくりの方法、知識を町民に普及し、スポーツに関する町民の知識と意識の高揚を進めます。
- ・町民のスポーツ推進や地区住民の交流の場として、地区のふれあい運動会を行います。
- ・生涯にわたる自発的な健康づくりを促進するよう、健康づくりの場の確保と実践機会の充実に努めます。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①町民のスポーツニーズの把握と活動支援のあり方の検討	○ニーズの把握と活動支援のあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民のスポーツニーズの把握（生涯学習課）</li> <li>・町のスポーツ推進のあり方の検討（生涯学習課）</li> </ul>
②町内のスポーツ団体、指導者の育成・支援	○各種スポーツ団体、指導者の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ団体、指導者の育成（生涯学習課）</li> </ul>
	○団体、指導者への支援実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体、指導者への支援実施（生涯学習課）</li> <li>・総合型地域スポーツクラブの検討（生涯学習課）</li> </ul>
③町民のスポーツ活動・知識の醸成及び支援	○町民のスポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員活動（生涯学習課）</li> <li>・スポーツ教室の充実（生涯学習課）</li> <li>・スポーツ教室・大会事業（生涯学習課）</li> <li>・地区ふれあい運動会の開催（生涯学習課）</li> <li>・スポーツを通じた健康づくり（生涯学習課、健康福祉課）</li> </ul>

### (3) スポーツ活動の場の確保

#### ○施策の方向

##### ①町民の活動ニーズに応じた施設の確保

- ・スポーツのまちにふさわしい多様な施設の確保を進めます。その中心となる体育館、運動場、少年野球場、サッカー場、テニスコートなど多様なスポーツ施設の補修・改修を行うなど、その機能強化を進めます。

##### ②民間施設の有効利用

- ・イベントなどの開催時には、テニスコートや体育館など、民間事業者施設を有効活用する方策を検討します。

##### ③公共・民間スポーツ施設の地域資源としての活用

- ・既存の白子町国民体育館、少年野球場、サッカー場、テニスコートや民間のテニスコートなどを地域資源として活用するため、観光客へのPRを進めます。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①町民の活動ニーズに応じた施設の確保	○社会体育施設の整備、活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存社会体育施設の補修・改修、活用（生涯学習課）</li> <li>・ その他新たな社会体育施設の整備、活用（生涯学習課）</li> </ul>
②民間施設の有効利用	○民間施設の有効利用の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間施設の有効活用の検討（生涯学習課）</li> </ul>
③公共・民間スポーツ施設の地域資源としての活用	○公共・民間スポーツ施設のPR



全国小学生ソフトテニス大会 3月

## 4. 文化の創造

### ●現況と課題

本町に点在する文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。獅子舞、祭ばやし、御田植祭などの伝統文化を、継承団体はもとより、町民共通の財産として継承していかなければなりません。また、文化財継承の拠点として、歴史民俗資料室の機能強化を図り、多くの町民が伝統文化に触れる機会を創出していく必要があります。

一方、町民の芸術・文化活動は、心豊かな地域社会を創造し、潤いある豊かな生活を営む上で欠かせないものです。現在、青少年センターを拠点とした音楽鑑賞や芸術公演などの開催により、町民が芸術、文化に接する機会が多くなり、その活動参加が積極的になってきており、また、町内の各種団体・サークルについても、自発的な活動が高まっています。町民の芸術・文化活動に対して、活動及び学習の機会、または文化祭などによる発表などの場の提供を行うなど、その積極的支援が必要です。

表 2-16 青少年センターでの文化活動の状況（平成 28 年度）

開催日	内 容	人 数
H28. 6. 26	文化公演会『妖怪ウォッチショー』	青少年・一般 763 人
9. 3	みんなの交通安全まつり	青少年・一般 500 人
9. 17	敬老祝賀会	一般 250 人
11. 3	文化祭（式典、音楽発表会、芸能発表会）	青少年・一般 400 人
12. 17	文化公演会コンサート「イルカコンサート」	青少年・一般 416 人
H29. 1. 8	成人式	一般 97 人
2. 4	文化公演会『新春！しらこ落語会』	一般 416 人
3. 11	生涯学習フェスティバル（教室生などの活動成果の発表）	青少年・一般 400 人

資料：教育委員会

表 2-17 伝統文化継承活動の状況（平成 28 年度）

名称	内容	実施	会員数
驚獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	毎週第 2・4 土曜日	20 名
南日当獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	毎週第 2・4 土曜日	44 名
函風保存会	函風の伝承、凧揚げ大会など	随時	
白子神社御田植祭	白子神社の春祭の主要儀式	3 月第 1 土曜日	

資料：教育委員会

図 2-3 文化財・史跡位置図



関の羅漢楕



白子神社



南日当獅子舞保存会

表 2-18 白子町文化財・史跡一覧表

平成 29.4 現在

区分	番号	種類	名称	所在地・指定地・伝承地	所有者伝承者	指定年月日
県	1	記天	関ノ羅漢楨	関 1822-1	(株)まきのきてい	S10. 12. 24
県	2	有建	白子神社本殿	関 5365	白子神社	H28. 3. 4
町	3	民無	福島の子獅子舞	福島 184	福島獅子舞保存会	S44. 4. 6
町	4	民無	南日当の子獅子舞	南日当 107	南日當獅子舞保存会	S44. 4. 6
町	5	民無	牛込の子獅子舞	牛込 1808	牛込北入地自治会	S49. 3. 18
町	6	有工	本従寺梵鐘	北高根 1077	本従寺	S53. 10. 1
町	7	有工	馬頭観世音	北高根 1108-2	個人	S53. 10. 1
町	8	記史	精霊供養塔	牛込 449	行徳寺	S53. 10. 1
町	9	記史	津波代様	古所 2954	安住寺	S53. 10. 1
町	10	記史	無縁塚津波精霊様	幸治 1645	妙法寺	S53. 10. 1
町	11	記史	チリ津波の碑	剃金 2730	白子町	S53. 10. 1
町	12	記史	俳聖 200 年忌記念碑	関 808	玄德寺	S53. 10. 1
町	13	記史	前田普羅の墓	関 808	個人	S53. 10. 1
町	14	記史	尚徳校の碑	関 3888	本法寺	S53. 10. 1
町	15	民無	白子神社御田植祭	関 5365	白子神社	S55. 3. 1
町	16	記史	浜宿新田遺跡	浜宿新田上沼	巖島神社	S55. 3. 1
町	17	記史	酒井市郎左衛門墓誌	北高根 1077	本従寺	S55. 3. 1
町	18	有建	扇垂木	中里 857	八幡八坂神社	S55. 3. 1
町	19	記史	真忠組潰滅の地	剃金中の台	法性寺	S55. 3. 1
町	20	記史	青海苔創業 50 年記念碑	剃金 2569-6	南白亀川漁業協同組合	S55. 3. 1
町	21	民無	驚の子獅子舞	驚 153	驚獅子舞保存会	S55. 3. 1
町	22	記天	椎の古株	関 5090	関観音堂自治会	S55. 3. 1
町	23	有工	卍灯籠	牛込 1808	子の上神社	S55. 3. 1
町	24	記史	野崎素行先生の墓	関 1284	玄德寺	S57. 12. 1
町	25	有歴	裁許状	北日当 27	北日当自治会	S57. 12. 1
町	26	有工	矢大神	関 5365	白子神社	S57. 12. 1
町	27	有歴	裁許状(塩浜論争)	五井 241	個人	S63. 3. 1
町	28	有歴	池上了伯一代記	関 4133	個人	S63. 3. 1
町	29	記史	鎌田御塚山	牛込 4021	個人	S63. 3. 1
町	30	民無	幸治祭ばやし	幸治 3620	幸治祭ばやし保存会	S63. 3. 1
町	31	記史	九十九里地引網発祥の地記念碑	剃金 2730-1	白子町	H4. 4. 1
町	32	記天	円成寺の大楨	五井 260	五井西自治会	H8. 4. 1
町	33	記天	家敷稲荷の大椎	関 4488	個人	H8. 4. 1
町	34	記天	新御堂稲荷の大たぶ	稲荷神社境内	関新御堂地区	H8. 4. 1
町	35	有建	本法寺山門	関 3888	本法寺	H13. 3. 1
町	36	記天	白子神社の樹木群	関 5365	白子神社	H13. 3. 1
町	37	有彫	四天王立像	関 808	玄德寺	H13. 3. 1
町	38	有彫	鬼子母神倚像	関 808	玄德寺	H13. 3. 1
町	39	有彫	十羅刹女立像	関 808	玄德寺	H13. 3. 1
町	40	記天	くすのき(樟の木)	北日当 393	個人	H15. 12. 1
町	41	記史	板倉中墓碑	関 808	個人	H21. 10. 1
町	42	民無	函凧	八斗 1970	白子函凧保存会	H25. 10. 1
町	43	記史	前田普羅の句碑	古所 白子荘内	個人	S53. 10. 1

資料：教育委員会

## ●施策の体系

### (1) 伝統文化の継承

- ①地域ぐるみで伝統文化の保存継承活動の充実
- ②伝統文化継承の場の確保
- ③文化財の調査保護

### (2) 町民文化の創造

- ①多様な交流による新たな文化の創造
- ②地域や自然をみつめた文化の創造
- ③芸術文化活動の推進
- ④文化人、知識人などの講演会の実施

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 伝統文化の継承

#### ○施策の方向

#### ①地域ぐるみで伝統文化の保存継承活動の充実

- ・獅子舞、御田植祭などの白子町の伝統文化の保存継承を図ります。
- ・伝統文化の保存継承にあたっては、白子町の多くの町民(特に子どもや若い世代)の手でその活動が進められるように、獅子舞保存会など既存団体に加え、地域での保存継承活動を推進し、活動を支援します。

#### ②伝統文化継承の場の確保

- ・町民の伝統文化に接する機会の拡充を図るために、歴史民俗資料室の機能強化を進めるとともに、学校やふれあいセンターなど町内の主要な公共施設における情報案内や広報活動を行うとともに、古文書の活字化や郷土読本の発行を進めます。

#### ③文化財の調査保護

- ・町指定の文化財は、所有者又は伝承者に維持管理の協力を要請します。また、文化財の調査・指定は、文化財審議委員との協働作業を推進するとともに、文化財保護に関する人材育成に努めます。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①地域ぐるみで伝統文化の保存継承活動の充実	○伝統文化の保存継承活動の推進・支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存会などへの助成（生涯学習課）</li> <li>・多くの町民による保存継承活動の推進（生涯学習課）</li> </ul>
②伝統文化継承の場の確保	○伝統文化継承の施設の活用推進及び整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校、ふれあいセンターの活用（生涯学習課）</li> <li>・歴史民俗資料室の機能強化〈展示文化財保存〉（生涯学習課）</li> <li>・資料館整備に向けた検討（生涯学習課）</li> <li>・古文書の活字化や郷土読本の検討（生涯学習課）</li> </ul>

③文化財の調査保護	○文化財保護保存事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護保存事業の推進（生涯学習課）</li> <li>・ 町指定文化財の改修費の助成（生涯学習課）</li> <li>・ 文化財保存事業補助金の交付（生涯学習課）</li> </ul>
-----------	---

## (2) 町民文化の創造

### ○施策の方向

#### ①多様な交流による新たな文化の創造

- ・ 町民の国内他地域との交流及び町民相互の交流の機会を確保し、多様な文化活動の支援によって、白子町固有の新たな文化の醸成を促進します。
- ・ 特に、九十九里の自然資源の保護活動を通じた広域的な交流、南白亀川イカダのぼり大会やたまねぎ祭りの広域的な展開を促進します。

#### ②地域や自然をみつめた文化の創造

- ・ 町独自の文化創造のシンボルとなるような、地域固有の自然資源である南白亀川や九十九里浜を地域全体で守る活動を支援します。

#### ③芸術文化活動の推進

- ・ 町民が文化に接する機会を確保するために、音楽鑑賞・文化公演会（コンサートなど）・芸術公演などの開催を進めます。また文化協会加入団体の活動も支援します。

#### ④文化人、知識人などの講演会の実施

- ・ 新たな町民文化創造の多様な機会を確保するために、文化講演会の開催を進めます。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①多様な交流による新たな文化の創造	○多様な交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での交流を通じた新たな文化の創造（生涯学習課）</li> <li>・ 各種交流の推進（生涯学習課）</li> </ul>
②地域や自然をみつめた文化の創造	○地域固有の資源に根ざした文化創造の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域に根ざした文化の創造支援（生涯学習課）</li> <li>・ 新たな町民文化の醸成支援（生涯学習課）</li> </ul>
③芸術文化活動の推進	○各種鑑賞会の開催の推進・支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化公演会（コンサート）など各種鑑賞会の開催（生涯学習課）</li> </ul>
④文化人、知識人などの講演会の実施	○講演会などの開催の推進・支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化講演会開催事業の実施（生涯学習課）</li> </ul>

## 第2章 にぎわいと活力にみちた魅力あふれるまちづくり

### 第1節 いきいき働く産業づくり

#### ●施策の大綱

##### ○農林業・水産業の振興

消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立に向け、安全・安心な農産物生産、農産物産地強化、地元農産物のブランド化のための取り組みを支援します。

経営感覚に優れ、協調性のある経営体の育成に向け、中核となる農業経営体の育成を進めるとともに、元気で多様な営農体制づくりを支援します。また、経営体を支える安定的な生産基盤を確保するため、効率的で生産性の高い基盤の整備を進めるとともに、優良農地の保全や確保に努めます。

多様な人材の参加による、農村環境の良好な保全、観光農業による地域づくり、景観資源としての農地活用、魅力ある地域づくりを進めます。

水産業については、内水面及び海面漁業振興のため、淡水魚や貝類の種苗放流、水産業の経営安定のための組合組織の強化、後継者の育成などを進めます。

##### ○観光の振興

町をとりまく観光地及び観光産業の競争が激しく、町内個々の観光事業者の事業展開の成果を把握するとともに、町民と行政が協力し、白子町としての総合的な観光振興の方針と体制づくり（観光PRなど）を進めます。

観光の季節集中を改善するために、町の自然資源や各種の町内資源を見つめ直すことによって、観光の通年化を支える新たな観光資源を発掘します。その際には、町民と行政により観光資源の育成方向を検討し、振興を図ります。

観光資源としてのテニスなどのスポーツや、南白亀川や九十九里浜などの自然資源を活用した総合的な環境（施設）を整えるために、既存の公的観光施設、民間観光施設の体系的な整備や活用の方策を検討するとともに、白子町観光の核となる施設の整備を進めます。

町内の主要な道路では、豊かな風景や景観形成に資する道路づくりを進めます。

また、町内で行われている各種観光イベントを推進し、年間を通じた体系的・統一的なイベントの開催を進めます。

##### ○商業・工業の振興

購買活動の町外流出を抑え、町内の商業振興を図るために、町民を中心とした消費者の購買指向を把握し、各商店の経営改善と魅力ある商店街づくりを進めます。また、町の道路体系や計画的土地利用方針にあわせ、町の核となる商業機能形成を進めます。

一方、観光客のみやげ品などの購買ニーズやレストランなどの飲食ニーズに対応するため、商業振興のあり方を検討し、特産品やみやげ品の開発を進めます。

商工業振興の基本は商工業者の自助努力が基本であり、白子町商工会や町内商工業者の活動の活性化を促します。また、町の産業振興策として、新たな地元産業の育成や民間企業などの誘導の検討を進めます。

# 1. 農林業・水産業の振興

## ●現況と課題

白子町の農業は、農家戸数 437 戸（平成 27 年）で営まれており、農家戸数は減少傾向にあります。その減少の多くは二種兼業農家であり、農業産出額が横ばい傾向を維持していることもふまれば、一定の農業生産活動は維持されている状況とみられています。

このような流れのなかで、町内には農地の借受けを希望する意欲のある農業者も多くみられ、農地の利用調整と効率的な営農体制づくりのために、農地中間管理事業により担い手への農地集積・農地集約を進めていく必要があります。

一方、営農組合などを中心に、集落ぐるみで地域全体の農業生産の効率化と所得の向上を図り、合理的な農業を展開する営農体制づくりを進めていく必要があります。

町の農業基盤整備の状況は、農村地域防災減災事業や湛水防除事業などが順次進められています。今後も農地の生産性向上のために各種基盤整備事業や地域資源の適切な保全管理のための多面的機能支払交付金事業を推進していきますが、農業者の意欲や営農体制及び各地域事情などをふまえ、より効率的に進めていく必要があります。

農地を有効に活用していくためには、農業生産だけではなく、観光資源、環境資源としての活用も必要で、白子たまねぎ祭りなどでの農作物の観光客への販売、チューリップ祭りなどのイベントへの活用が実施されており、今後は、より多目的かつ全町的に実施し、農地の有効利用を進めていく必要があります。

水産業については、海面漁業と内水面漁業及び関連漁業としての水産加工業から成り立っています。それぞれ漁獲量の不安定、従業者、後継者不足、周辺環境条件の悪化などの問題を抱えており、経営安定のための各種施策の実施の必要があります。

表 2-19 専・兼業別農家数の推移

年次	農家戸数（戸）								農家人口（人）
			専業		一種兼業		二種兼業		
	実数	指数	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
昭和 60 年	1,072	1.00	150	14.0	171	16.0	751	70.0	5,341
平成 2 年	993	0.93	137	13.8	118	11.9	678	68.3	4,639
平成 7 年	856	0.80	126	14.7	98	11.4	632	73.9	4,112
平成 12 年	662	0.62	106	16.0	119	18.0	437	66.0	3,579
平成 17 年	588	0.55	107	18.2	103	17.5	378	64.3	3,081
平成 22 年	506	0.42	97	19.2	121	23.9	288	56.9	2,989
平成 27 年	437	0.41	108	24.7	96	22.0	233	53.3	2,489

資料：千葉県農業基本調査及び農林業センサス

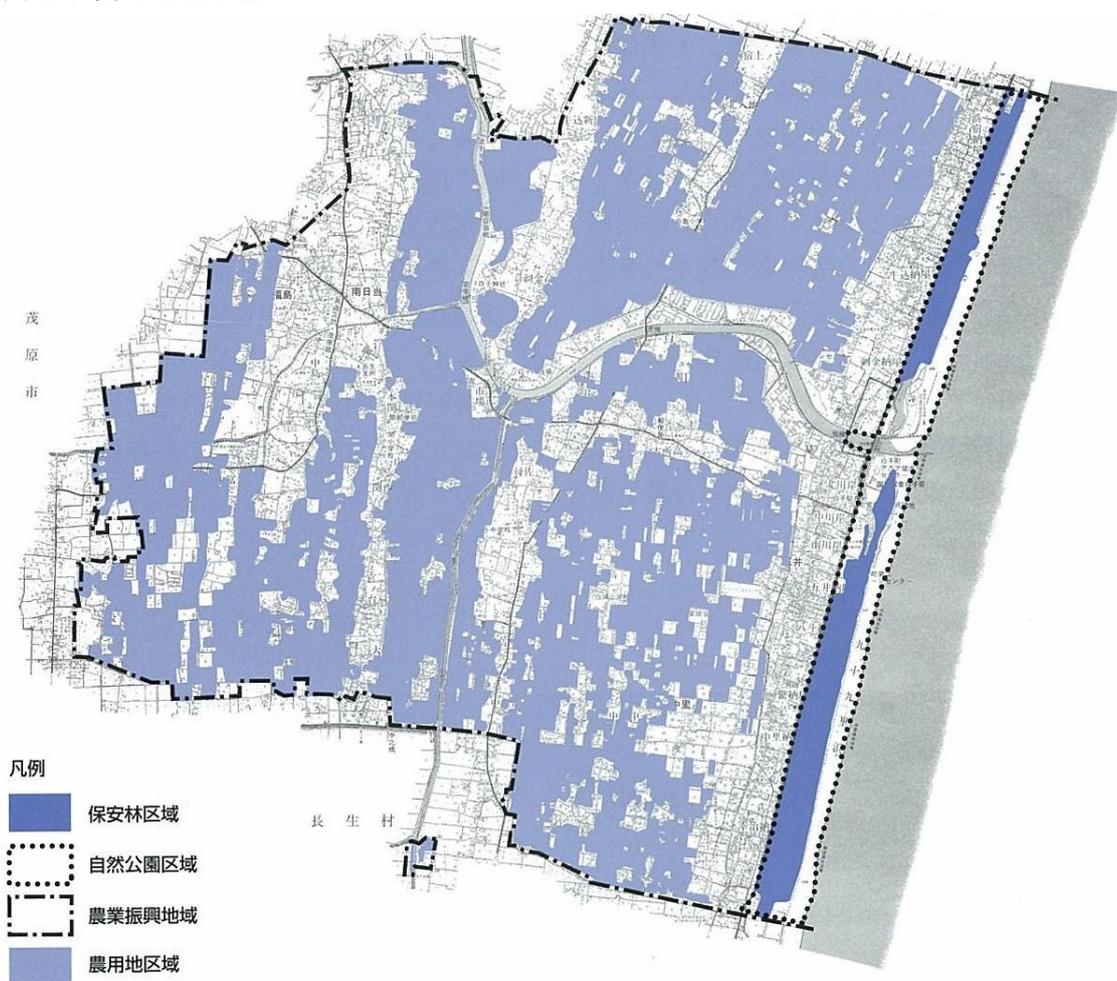
表 2-20 農業産出額の推移

(単位：100 万円)

年次	総額	耕種計										畜産	養蚕
		米	麦	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸作物	その他			
昭和 50 年	2,427	2,022	1,034	5	68	21	799	1	9	70	15	404	1
昭和 60 年	3,774	3,294	1,319	11	120	22	1,691	2	82	39	8	480	-
平成 2 年	3,762	3,382	1,192	3	125	20	1,914	1	21	96	10	380	-
平成 7 年	4,152	3,932	1,215	2	87	18	2,211	1	305	87	6	220	-
平成 12 年	3,490	3,290	1,060	0	80	20	1,780	0	280	70	10	210	-
平成 17 年	3,440	3,320	880	0	70	20	1,920	0	340	60	40	120	-
平成 26 年	2,610	2,500	710	0	130	10	1,350	0	240	60	0	110	-
平成 27 年	2,720	2,610	660	0	160	20	1,500	0	210	60	0	110	-

資料：千葉県農林水産統計年報（～平成 17 年）  
農林水産省HP（平成 26・27 年）

図 2-4 農業振興地域農用地区域図



## ●施策の体系

- (1) 消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立
  - ①安全・安心な農産物生産に向けた取り組みへの支援
  - ②農産物産地強化のための支援
  - ③地元農産物のブランド化の推進
- (2) 経営感覚に優れ、協調性のある経営体の育成
  - ①中核となる農業経営体の育成、支援
  - ②元気で多様な営農体制づくり
- (3) 経営体を支える安定的な生産基盤の確保
  - ①効率的で生産性の高い基盤の整備
  - ②優良農地の保全、確保
- (4) 多様な人材の参加による地域づくり
  - ①農村環境の良好な保全
  - ②観光農業による地域づくり
  - ③景観資源としての農地活用
  - ④魅力ある地域づくり
- (5) 水産業の振興
  - ①種苗放流などによる漁業振興
  - ②水産業の経営安定と生活環境の整備

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立

#### ○施策の方向

##### ①安全・安心な農産物生産に向けた取り組みへの支援

- ・安全・安心な農産物生産を保つため、栽培履歴の記帳や、農薬使用基準の遵守などの取り組みを支援します。
- ・消費者の「安全・安心」な農産物へのニーズに応え、白子産農産物などへの信頼性を確保するとともに、環境負荷軽減や労働安全に配慮し、持続的な農業生産に資するため、GAPの推進を支援します。

※GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのこと

##### ②農産物産地強化のための支援

- ・技術指導員の巡回や環境因子の見える化による品質及び生産性の向上を目指す取り組みを支援します。
- ・足腰の強い白子農業の確立を目指し、各種生産団体の交流・連携を図るとともに、その農業振興活動を支援します。

##### ③地元農産物のブランド化の推進

- ・農業と観光の連携による「たまねぎ祭り」・「たまねぎ狩り」により白子たまねぎの知名度が上がってきており、コンビニエンスストアや大手食品メーカーとの契約販売にも取り組んでおり、白子たまねぎを求める消費者が増えています。今後も、

地元農産物を活用した取り組みを推進、支援します。

- ・産地間競争に勝ち抜くためには知名度が必要であり、地元農産物のPR活動を進めるとともに、関係機関などが行うPR活動についても支援します。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①安全・安心な農産物生産に向けた取り組みへの支援	○安全・安心を保つための取り組み ・ 栽培履歴、農薬使用基準の遵守などの取り組みへの支援（産業課）
	○もっと安全・安心を推進するための取り組み ・ GAP農業の推進（産業課）
②農産物産地強化のための支援	○各生産出荷団体の農業振興活動への支援 ・ 農業振興指導事業（産業課） ・ 環境因子の見える化への支援（産業課）
③地元農産物のブランド化の推進	○地元農産物の知名度向上活動 ・ 地元農産物を活用した取り組みの推進・支援（産業課） ・ 地元農産物のPR活動の推進・支援（産業課）



白子たまねぎ祭り(5月)



白子町文化祭(11月)

## (2) 経営感覚に優れ、協調性のある経営体の育成

### ○施策の方向

#### ①中核となる農業経営体の育成、支援

- ・ 効率かつ安定的な経営体の育成を目指し、営農改善意欲のある農業者の経営改善計画を認定する認定農業者制度の活用や農業資金の利子補給などにより支援します。
- ・ 農業経営の強化と効率化のため、家族経営協定の締結や法人化を進めます。

#### ②元気で多様な営農体制づくり

- ・ 農産物の競争力向上を目指し、生産コストの低減や、安全で良質な農産物の安定供給ができる生産・流通・加工の施設整備や病虫害防除、農業用廃プラスチック処理など営農支援を進めます。
- ・ 元気な農業を目指すには、地域全体の活力を高めることが必要であり、農業後継者はもちろんのこと、非農家や他産業からの新規就農者を増加させていくことも重要であり、JA・管内市町村・県と連携し支援センターの設置に取り組み、就農希望者に対する相談や研修、農地あっせんなどを進めます。また、地域の中心となる経営体への農地集積を支援します。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①中核となる農業経営体の育成、支援	○効率的かつ安定的な経営体の育成、支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者制度の活用推進（産業課、農業委員会）</li> <li>・ 農業資金利子補給事業（産業課、農業委員会）</li> <li>・ 家族経営協定の締結や法人化の推進（産業課、農業委員会）</li> </ul>
②元気で多様な営農体制づくり	○生産・流通・加工施設の整備及び営農支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園芸振興対策事業（産業課）</li> <li>・ 農産振興対策事業（産業課）</li> <li>・ 水田農業構造改革対策事業（産業課）</li> <li>・ 病虫害防除事業（産業課）</li> <li>・ 畜産振興事業（産業課）</li> </ul> ○新規就農の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規就農者の支援施策の実施（農業委員会、産業課）</li> </ul> ○農業集積の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心となる経営体への農地集積施策の実施 (農業委員会、産業課)</li> </ul>

### (3) 経営体を支える安定的な生産基盤の確保

#### ○施策の方向

##### ①効率的で生産性の高い基盤の整備

- ・効率的で生産性の高い営農体制を実現するための農業基盤の整備を図るとともに、既存施設の適正な維持管理を関係機関と協力し実施します。

##### ②優良農地の保全、確保

- ・農業振興地域整備計画及び農地法に基づき、優良農地の保全に努めます。
- ・農業振興地域内の要活用農地を中心に遊休化の防止や解消を進めます。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①効率的で生産性の高い基盤の整備	○各種整備事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域防災減災事業（産業課）</li> <li>・多面的機能支払交付金事業（産業課）</li> <li>・県営湛水防除事業（産業課）</li> <li>・土地改良施設維持管理適正化事業（産業課）</li> <li>・土地改良区維持管理事業（産業課）</li> </ul>
②優良農地の保全、確保	○優良農地の保全のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画の適正な管理（産業課）</li> <li>・農地法の適正な管理（農業委員会）</li> <li>・遊休農地解消の推進（農業委員会）</li> </ul>



県営湛水防除事業「白濁北地区」

#### (4) 多様な人材の参加による地域づくり

##### ○施策の方向

###### ①農村環境の良好な保全

- ・みどり豊かな農村環境の保全及び向上に努めます。
- ・農業者を中心に地域住民をはじめとする多様な主体が参画し、農地、水路などの農業資源の保全管理や生物多様性保全、景観形成などの農村環境保全のための活動を支援するとともに、多面的機能支払交付金事業を進めます。

###### ②観光農業による地域づくり

- ・多様な営農体系の確立と元気な地域づくりを目指し、観光産業との協力を視野に入れた観光農業の導入の可能性を検証するため、観光農園、農業体験の受け入れや農産物直売活動について、検討します。

###### ③景観資源としての農地活用

- ・チューリップ広場づくり事業や遊休農地などを活用した景観形成作物の栽培により花の咲くまちづくりを進めます。

###### ④魅力ある地域づくり

- ・農業後継者、女性農業者の行う地域活動や小中学生、保育園児の農業体験、農家以外の方が農業に接することのできる体験型農業を支援して、多様な人材の参加による農業を通じた魅力ある地域づくりを進めます。

##### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①農村環境の良好な保全	○環境保全のための事業実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 松くい虫防除事業（産業課）</li><li>・ 緑化及びその他の林業事業（産業課）</li><li>・ 多面的機能支払交付金事業（産業課）</li></ul>
②観光農業による地域づくり	○観光農業の推進 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 観光農園、農業体験受け入れの検討（産業課）</li><li>・ 農産物直売活動の推進（産業課）</li></ul>
③景観資源としての農地活用	○花の咲くまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"><li>・ チューリップ広場づくり事業の推進（産業課）</li><li>・ 景観形成作物の栽培の推進（産業課、農業委員会）</li></ul>
④魅力ある地域づくり	○魅力ある地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業後継者グループへの地域活動支援（産業課）</li><li>・ 女性農業者グループへの地域活動支援（産業課）</li><li>・ 小中学生、保育園児の農業体験支援（産業課、関係各課）</li><li>・ 体験型農業活動支援（産業課）</li></ul>

## (5) 水産業の振興

### ○施策の方向

#### ①種苗放流などによる漁業振興

- ・九十九里漁協、南白亀川漁協と連携してフナやうなぎなどの魚介類の種苗（稚魚）放流を実施し、漁業資源の保全に努め、漁業振興を図ります。

#### ②水産業の経営安定と生活環境の整備

- ・水産業の経営安定のため、組合組織の強化、後継者の育成を進めます。また地域の生活環境整備のため、水産加工排水施設の適正な管理を支援します。

### ○主な計画事業

①種苗放流などによる漁業振興	○種苗放流事業の支援 ・ 種苗放流事業の支援（産業課）
②水産業の経営安定と生活環境の保全	○水産業の経営安定施策の実施 ・ 水産業振興対策事業（産業課） ・ 水産業後継者育成活動推進事業（産業課）
	○生活環境の保全 ・ 水産加工処理施設維持管理の支援（産業課）



漁業資源の保全のためフナやウナギなどの種苗（稚魚）放流

## 2. 観光の振興

### ●現況と課題

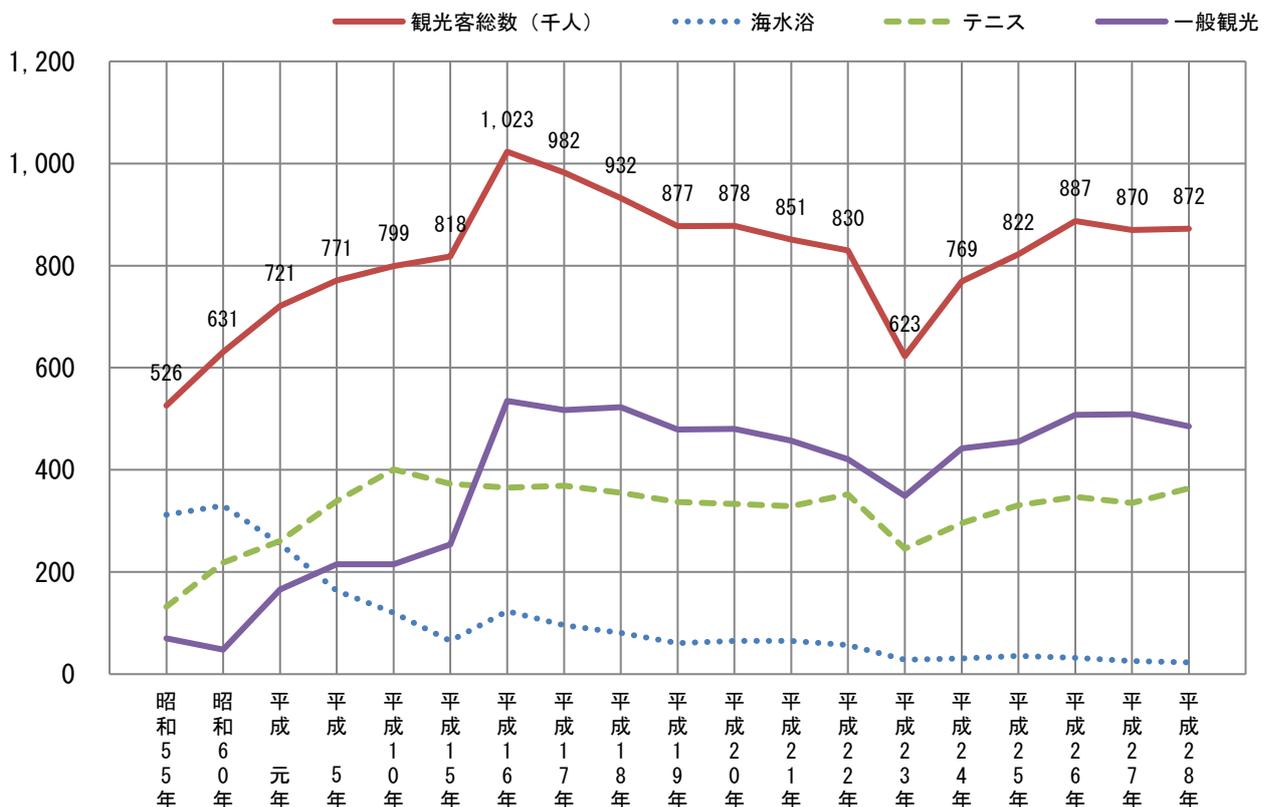
町を訪れる観光客数は、平成 28 年に 872 千人で、概ね横ばい傾向で推移しています。客種別では、昭和 55 年は海水浴客が中心でしたが、近年は海水浴客が減少し、テニス客、一般観光客中心となっています。中でもテニス客は比較的安定し、一般観光客が増加傾向にあります。

観光事業は、白子荘を公共で設置して民間が運営（指定管理者制度）し、他は、個別事業者の自助努力で行われていますが、他観光地との競争が激しくなるなか、各施設や事業者の個々の事業展開による観光客誘致が限界に達しているものとみられ、今後の観光振興にあたっては、町としての総合的な観光案内や観光誘致宣伝の体制づくり、おもてなしの意識醸成が重要です。

町の観光は、海水浴とテニスなどのスポーツ観光が中心で、大会の開催により、1、6月を除き比較的年間をとおして観光入込みがありますが、通年化するためには新たな観光資源の確保が必要です。

また、南白亀川イカダのぼり大会や白子カップ大会などのスポーツイベント、チューリップ祭りやたまねぎ祭りなどの産業イベントが行われており、各種イベントの体系化や新たなイベント、ソフト施設の展開も必要です。

図 2-5 目的別観光入込み客数の推移



資料：観光入込調査概要

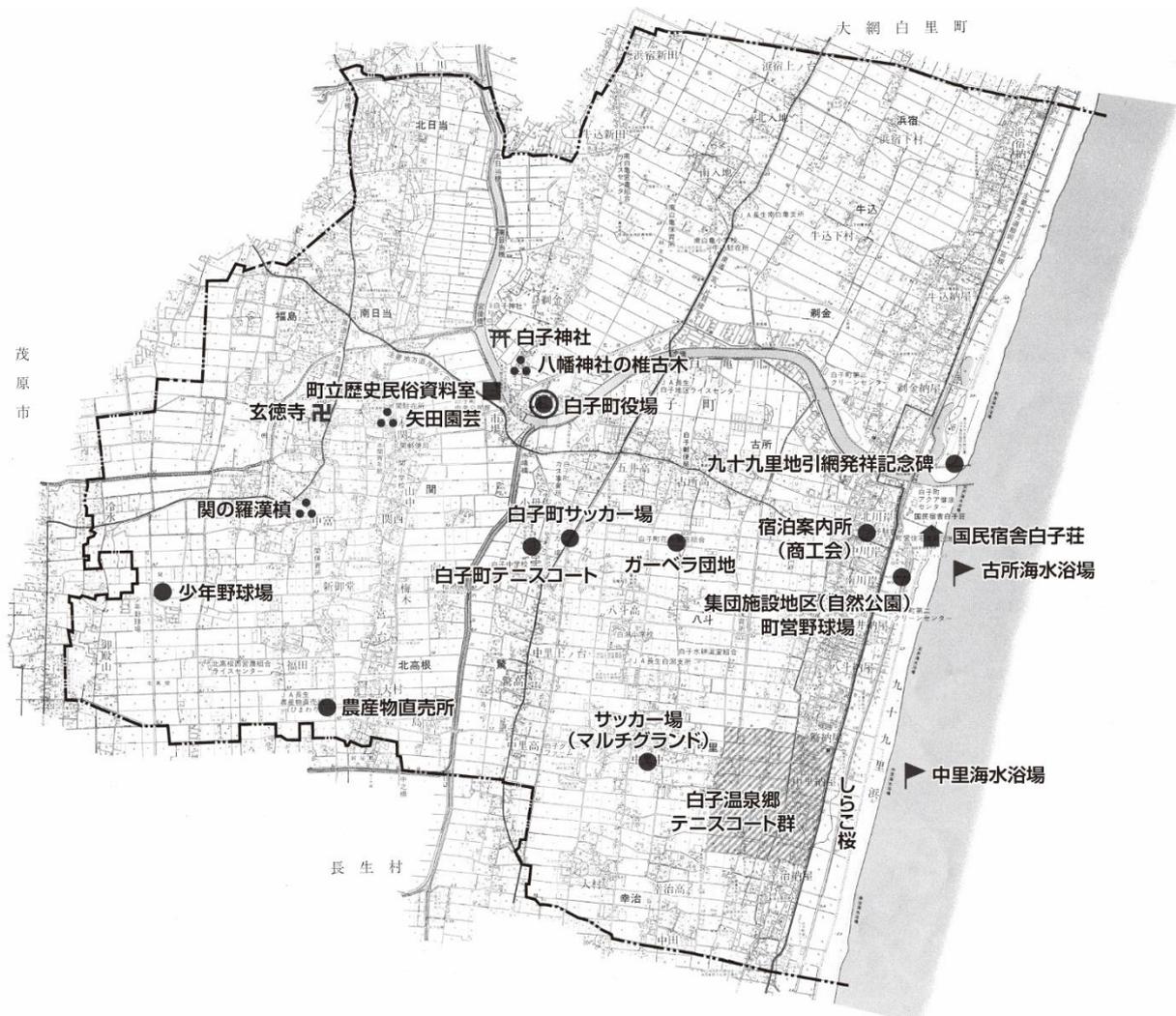
表 2-21 白子町への観光客数の推移

(各年 12 月末現在)

年次	観光客数 (千人)		目的別観光客数 (千人)			
	宿泊者	海水浴	テニス	一般観光	その他	
昭和 55 年	526	292	312	132	70	12
昭和 60 年	631	366	330	218	48	35
平成 元年	721	378	255	261	166	39
平成 5 年	771	473	163	339	215	54
平成 10 年	799	450	120	401	215	63
平成 15 年	818	444	65	373	254	126
平成 16 年	1,023	414	123	365	535	-
平成 17 年	982	391	96	369	517	-
平成 18 年	932	358	81	355	496	-
平成 19 年	877	343	61	337	479	-
平成 20 年	878	333	65	333	480	-
平成 21 年	851	329	65	329	457	-
平成 22 年	830	363	57	352	421	-
平成 23 年	623	259	28	246	349	-
平成 24 年	769	321	31	296	442	-
平成 25 年	822	318	36	331	455	-
平成 26 年	887	314	32	347	508	-
平成 27 年	870	326	26	335	509	-
平成 28 年	872	330	23	364	485	-

資料：観光統計概要等

図 2-6 町内の主要観光資源



## ●施策の体系

### (1) 総合的な観光の推進体制づくり

- ① 総合的な観光の推進体制とその指針づくり
- ② 観光強化のためのプロモーション施策
- ③ 観光交流促進とおもてなし環境整備
- ④ 町民の観光に対する理解と意識の醸成

### (2) 観光資源の育成強化

- ① スポーツ施設の機能強化の推進・支援
- ② 町の特産品を活用した観光資源の育成
- ③ 自然資源などの新たな観光資源の発掘と通年化の促進
- ④ 既存観光資源の有効利用
- ⑤ 公共施設の観光地としての活用整備

### (3) ソフト施策の充実

- ① 広域的な観光振興の推進と観光をとおした広域交流の促進
- ② 民間の観光事業、活動の育成支援
- ③ 地域環境の整備と町民活動の推進



**ウミガメの丘**  
白蛇白亀伝説のパワースポット



様々なマリンレジャーが楽しめる白子海岸

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 総合的な観光の推進体制づくり

#### ○施策の方向

##### ①総合的な観光の推進体制とその指針づくり

- ・観光は、その波及効果が多岐にわたることから、担当課と観光協会、温泉ホテル協同組合に限らず、庁内関係課、各産業の事業者から住民まで含め、これらを取りまとめ、全町的な活動とするための体制づくりと観光活動の指針づくりを推進します。

##### ②観光強化のためのプロモーション施策

- ・白子町観光の窓口として、観光協会の機能強化を進めるとともに、白子町の観光情報PRのためにインターネットや旅行情報誌などを活用した情報発信、観光プロモーションビデオの積極的な活用を進めます。

##### ③観光交流促進とおもてなし環境整備

- ・白子町の観光情報発信や情報交流拠点機能を確保するとともに、複合的な機能の形成を図ります。
- ・外国人観光客や来訪者が満足できるおもてなし環境を整備します。

##### ④町民の観光に対する理解と意識の醸成

- ・町民の観光事業に対する理解と意識を醸成するために、情報提供（公共、民間全て）を推進するとともに、町民による観光育成を支援します。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①総合的な観光の推進体制とその指針づくり	○観光の推進体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・白子町における観光の全体方針づくり（商工観光課）</li> <li>・行政、観光協会、商工会、民間などでの協力体制のあり方の検討（商工観光課）</li> </ul>
②観光強化のためのプロモーション施策	○観光窓口と観光客誘致の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・白子町観光協会に対する支援・機能強化（商工観光課）</li> </ul> ○観光PRの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘致宣伝事業の推進（商工観光課）</li> </ul>
③観光交流促進とおもてなし環境整備	○観光の核となる施設の整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設の建設の検討（商工観光課、産業課、総務課） <b>【再掲】</b></li> </ul>
④町民の観光に対する理解と意識の醸成	○観光に対する理解と意識の醸成のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光ボランティア団体の設立検討（商工観光課）</li> <li>・町民への各種観光関連情報の提供と観光地づくりの意識の醸成（商工観光課、総務課）</li> </ul>

## (2) 観光資源の育成強化

### ○施策の方向

#### ①スポーツ施設の機能強化の推進・支援

- ・ テニスを中心としたスポーツのまちとしての総合的な施設整備のために、公共施設、民間施設の体系的なスポーツ施設整備（周辺施設も含む）のあり方を検討するとともに、核となる施設の機能強化を推進・支援します。

#### ②町の特産品を活用した観光資源の育成

- ・ 町の特産品であるたまねぎを活用した「白子たまねぎ祭り」の継続、内容強化を図り、農業資源を活用した観光振興を推進します。
- ・ 農産品や花卉を活用した新たな観光農業の取組を進めます。

#### ③自然資源などの新たな観光資源の発掘と通年化の促進

- ・ 九十九里海岸周辺や南白亀川など、自然資源を活用した環境保全型公園や観察地の整備により新たな観光資源づくりを進めます。
- ・ 観光客を広く町内に引き込むために、町の特性を活かした新たな観光資源開拓を進めます。特に7、8月以外で入込み客が期待できる観光開発を進め、通年型観光を目指します。

#### ④既存観光資源の有効利用

- ・ 既存の観光資源の魅力を高めるため、観光地周辺や観光施設の環境改善を図るとともに、民間テニスコートの有効利用を進めます。

#### ⑤公共施設の観光地としての活用整備

- ・ 白子町の観光情報を提供し、観光をとおした広域交流を推進するために、観光情報・地域情報の発信拠点の機能強化に努めます。
- ・ イベント開催時には、公共施設の開放や利用を進めます。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①スポーツ施設の機能強化の推進・支援	○スポーツ観光施設づくりの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体系的なスポーツ施設整備の推進（商工観光課）</li> <li>・ 核となるスポーツ施設整備の検討（商工観光課）</li> </ul>
②町の特産品を活用した観光資源の育成	○町の特産品を活用した観光資源の育成の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白子たまねぎ祭りの継続、内容強化（商工観光課、産業課）</li> <li>・ 新たな観光農業の取り組み推進（商工観光課、産業課）</li> </ul>
③自然資源などの新たな観光資源の発掘と通年化の促進	○新たな観光資源の発掘 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光と物産資源の開発事業（商工観光課）</li> <li>・ 観光地引網（商工観光課）</li> <li>・ 圏央道による通年観光客の誘客（商工観光課・産業課）</li> </ul> ○映像制作のロケーション資源の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然景観、施設などを活用したロケーションの誘致（商工観光課、総務課）</li> </ul>

④既存観光資源の有効利用	○既存観光資源の有効利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 既存観光資源の有効利用の推進（商工観光課）</li> <li>▪ 白子町特産のたまねぎやしらこ桜を利用した観光イベントの実施（商工観光課、産業課）</li> </ul>
⑤公共施設の観光地としての活用整備	○観光地としての道路整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 観光地としての道路整備の検討 （商工観光課、総務課、建設課）</li> </ul> ○観光施設としての新たな公共施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設の建設の検討（商工観光課、産業課、総務課） <b>【再掲】</b></li> </ul>



しらこ桜は早咲きの寒桜で 2004 年 2 月から「しらこ桜祭り」を開催



### (3) ソフト施策の充実

#### ○施策の方向

##### ①広域的な観光振興の推進と観光をととした広域交流の促進

- ・観光協会や温泉ホテル協同組合などの連携によるイベントを支援して、観光を通じた広域交流を促進します。
- ・行政主体で行う観光振興として、修学旅行、体験型イベントによる誘致・PR活動を行い、観光客の増加に努めるとともに、町内小中学生の広域交流を促進します。
- ・より魅力ある観光地づくりを進めるために、九十九里浜周辺市町村と連携した広域的な観光振興、長生郡市で一体となった観光振興を進めます。

##### ②民間の観光事業、活動の育成支援

- ・民間観光事業の育成支援策として、生涯学習の一環として主体的に観光事業に参加する町民の育成を進めます。
- ・観光サービスの充実を図るために、観光事業者を対象に、他市町村の観光施設への研修を実施します。

##### ③地域環境の整備と町民活動の推進

- ・景観づくり、町のランドマーク、モニュメントづくりを検討します。
- ・観光ボランティアを育成し、活動を進めます。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①広域的な観光振興の推進と観光をととした広域交流の促進	○広域的な観光振興の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・九十九里浜周辺市町村と連携した観光振興（商工観光課）</li> <li>・長生郡市で一体となった観光振興（商工観光課）</li> </ul> ○体系的統一的な観光イベント開催の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なテニス大会の誘致 （生涯学習課、商工観光課、総務課）</li> <li>・修学旅行、体験型イベントによる誘致・PR活動 （総務課、教育課）</li> </ul>
②民間の観光事業、活動の育成支援	○民間事業者への活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場安全対策事業（商工観光課）</li> <li>・各種スポーツ大会の支援（生涯学習課、商工観光課）</li> </ul>
③地域環境の整備と町民活動の推進	○地域環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境づくりの推進（総務課、商工観光課）</li> <li>・観光ボランティアの育成（総務課、商工観光課）</li> <li>・海岸保安林活用の検討（総務課、産業課、商工観光課）</li> </ul>

### 3. 商業・工業の振興

#### ●現況と課題

白子町の商業は、平成 26 年で商店数 73 店、従業者数 368 人、年間販売額 53 億円で、販売額、商店数とも減少傾向にあります。一方白子町民の購買活動の状況は、茂原市をはじめとした周辺市町村での購買が中心で、町では食料品、日用品などの日々の買物が主となっています。

町の商業振興のためには、購買活動の町外流出を出来るだけ抑えることが第一で、商店街の環境整備や魅力ある商業地づくりの必要があります。

白子町の工業は、平成 27 年で事業所数 28 事業所、従業員数 681 人、製造品出荷額等 136.1 億円で事業所数、従業員数及び製造品出荷額ともに減少傾向にあります。

町内商工業事業者に対する各種支援については、事業者の状況に応じた各種支援を検討していく必要があります。

白子町には、年間約 85 万人以上の観光客が来訪しており、商業にとっては、観光客も貴重なマーケットとなっています。観光客の地域整備に対する意向をみると、町内にみやげ品の販売施設や飲食店などを求める意向が多く、これらのニーズを活かした商業機能強化も町の商業振興には必要とみられています。

表 2-22 工業の推移（4人以上の事業所）

年次	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 7 年	46	939	1,543,873
平成 12 年	47	949	1,710,972
平成 17 年	36	926	1,826,805
平成 22 年	30	805	1,663,077
平成 26 年	28	681	1,361,236

資料：工業統計調査

表 2-23 商業（卸売業、小売業）の推移

年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
昭和 63 年	152	475	7,273
平成 3 年	133	489	8,580
平成 6 年	126	457	8,194
平成 9 年	117	437	9,970
平成 11 年	112	518	7,517
平成 14 年	113	546	9,198
平成 16 年	109	498	7,992
平成 19 年	99	496	7,696
平成 24 年	88	474	4,786
平成 26 年	73	368	5,299

資料：商業統計調査、経済センサス

## ●施策の体系

### (1) 商業・工業の振興

- ①商店街の環境整備
- ②町内商工業への支援施策の充実
- ③購買ニーズの変化に対応した商業振興
- ④起業・創業の支援

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 商業・工業の振興

#### ○施策の方向

##### ①商店街の環境整備

- ・商工会と協力し魅力ある商業振興のために、消費者の指向を把握し各商店の経営改善を図るとともに、商業施設の環境の整備を支援します。

##### ②町内商工業への支援施策の充実

- ・各商店の経営改善のための経営指導と資金的支援、街路灯などの環境整備を継続するとともに、ポイントカードによるサービス向上や、空き店舗の利活用を推進し、地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを進めます。
- ・既存の地域資源をみつめなおし、新たな地元産業の育成を検討します。

##### ③購買ニーズの変化に対応した商業振興

- ・町にふさわしい農商工業と観光が連携したまちづくりの拠点として、複合的な機能の形成を図ります。
- ・町民や観光客の購買ニーズや飲食ニーズの変化に対応するために、新たな商業地づくりの方向性を検討します。

##### ④起業・創業の支援

- ・町内での起業・創業を促進するために、意欲のある起業家に対する経営指導やマーケティング指導及び支援などの施策の充実に努めます。
- ・民間企業の誘致の検討を進めます。
- ・6次産業化を支援・促進します。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①商業施設の環境整備	○魅力ある商業地づくりのための施策実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯維持管理事業（商工観光課）</li> </ul>
②町内商工業への支援施策の充実	○商工業支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業振興事業（商工観光課）</li> <li>・中小企業設備改善資金利子補給事業（商工観光課）</li> <li>・中小企業運転資金利子補給事業（商工観光課）</li> <li>・町内企業育成事業（商工観光課）</li> <li>・中小企業支援の検討（商工観光課）</li> </ul>

③購買ニーズの変化に対応した商業振興	○商業機能などの整備検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設の建設の検討(商工観光課、産業課、総務課)</li> <li>・ 特産品開発事業(商工観光課)</li> </ul>
④起業・創業の支援	○企業誘致の促進【重点2】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業誘致の促進(総務課)</li> <li>・ 起業家に対する経営指導や創業支援の充実(商工観光課)</li> </ul> ○6次産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6次産業事業化の支援・促進(産業課)</li> </ul>



地元野菜などの直売所「げんきの里 ひまわり」

## 第2節 多彩で魅力あるまちづくり

### ●施策の大綱

#### ○まちの目標となる土地利用

白子町の土地利用は、海岸地区の旧県道沿いに集落や商業施設、テニス関連施設が集まる以外は、田園と集落が分散し、公共施設整備の効率化が図りにくい土地利用構造となっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり、その中でまちづくりを進めるためには、公共投資についての新たな視点が必要です。

このような状況のなかで、計画的で効率的な土地利用と公共施設を整備して、まちづくりの目的・テーマに即した総合的な『土地利用ガイドライン』の策定を進めます。

#### ○生活基盤の整備

道路整備については、体系的な道路網形成の促進のために、白子町と近隣市町村とを連絡する主要地方道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受け止める連絡道路の整備を進めるとともに、生活道路が各集落の生活利便性を高める体系的なネットワークづくりになるよう順次整備を進めます。

道路整備には、地域の環境美化や景観形成及び高齢者にやさしいまちづくりの考え方などの多様なニーズに合わせたきめ細かな道路整備を進めます。また、道路交通の安全性を確保する上で、舗装維持管理計画や橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、予防的な対策を進めるとともに交通事故を未然に防ぐための対策に万全を期します。

一方、町民の公共交通機関である乗合バスについては、利用ニーズにあわせ、路線の維持拡大に努め、利用促進対策を進めます。

公園緑地は、単なる公共施設としてではなく、町の総合的な風景を形成する環境資源として体系的な整備を図り、既存の公園施設などの有効活用について見直すとともに、町の土地利用ガイドラインにあわせ、特色のある公園緑地整備の検討を進めます。また、緑地については、九十九里浜の保安林や南白亀川による骨格的な緑地づくりを進めます。さらに、町内で稀少な神社林などの既存緑地についてはその保全に努めるとともに、道路、公園及び主要な公共公益施設内を緑化し、新たな緑地空間づくりを進めます。

一方、九十九里浜沿いの自然公園区域内緑地（保安林）については、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討するとともに、その利用について国、県など関係機関との協議を進めます。

供給処理施設の整備に関して、上水道・ガスについては安定供給を図るとともに、自然環境と調和するエネルギー技術の導入を進めます。生活雑排水及びし尿については、効率的な事業の導入により町全域での体系的な施設整備を進めます。

ゴミ処理については、体系的なゴミ減量化、町民及び行政各々のゴミ処理活動などとの連携を図り、不法投棄監視員、環境美化推進員などと協力して不法投棄防止及び監視を図ります。

また、地球温暖化防止対策として再生可能エネルギーの活用を進めます。

#### ○快適な地域環境整備

町の地域環境は、九十九里浜などの良好な自然環境に含まれているものの、一方で農地の遊休地化などを防止するための対策、良好な地域環境形成のために自然と調和した美しいまちづくりと環境美化運動の推進が必要です。

美しいまちづくりについては、町を訪れる方々並びに町民に喜ばれる環境や景観づくりの推進を目指し、街路樹や花などの植栽及び管理を進めます。

環境美化運動については、町民一人ひとりの自助努力によるところが大きく、町民と行政による美化運動推進の取決めにより、環境美化推進員及びボランティア団体と行政との活動の連携を図り、体系的な環境美化の仕組みの強化と活動を進めます。

また、道路、公園、主要な公益施設内の緑化と豊かな景観づくりを進めるとともに、農地、集落（屋敷林）、平地林などの白子町らしい特徴を生かした地域景観形成を進めます。

一方、公害対策としては、水質汚濁や大気汚染など各種公害の状況を把握する体制づくりと、快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を進めます。

# 1. まちの目標となる土地利用

## ●現況と課題

白子町は、田、畑が1,443haで町面積の52.5%を占め、宅地が420.7haで15.3%になっています。町の土地利用構造は、海岸沿いの旧県道沿いに帯状のまとまった集落や商業施設、観光関連施設が集まっている以外は、田園と集落が分散した土地利用構造になっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり町の全域に対して公共事業を進めていくことは、難しい状況にあります。

町をとりまく社会経済情勢より今後大規模な土地利用転換は見込まれないことから、土地利用に関しては、新たな土地利用転換に対応することから、土地の有効活用と地域環境の改善に重点をおく必要があります。

地球環境に関する意識が高まるなかで、豊かな自然環境を有する九十九里浜などにおいて、環境保全の取り組みが進められており、白子町の特徴である自然資源を保全するためにも、活動を推進、支援していく必要があります。

表 2-24 土地利用状況

(単位：ha、%、各年1月1日現在)

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		H17~H27 の変化	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	H27-H17	H27/H17
田	877.5	32.0	874.6	31.8	873.8	31.8	▲3.7	1.00
畑	583.2	21.2	575.4	20.9	569.5	20.7	▲13.7	0.98
宅地	407.5	14.8	417.3	15.2	420.7	15.3	13.2	1.03
池沼	0.6	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	▲0.1	0.83
山林	139.0	5.1	133.3	4.9	130.2	4.7	▲8.8	0.94
原野	13.4	0.5	12.8	0.5	12.7	0.5	▲0.7	0.95
雑種地	164.4	6.0	171.8	6.3	177.1	6.4	12.7	1.08
その他	560.4	20.4	560.3	20.4	565.5	20.6	5.1	1.01
合計	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	2,750.0	100.0	-	-

資料：固定資産の価格等の概要調査等

注記：その他は非課税地積

## ●施策の体系

### (1) 計画的な土地利用と環境に関する取り組みの推進

- ① 計画的な自然環境の保全と環境創造の取り組みの推進
- ② 計画的な土地利用コントロール

### (2) 町の中心地づくりの推進

- ① 町の中心地づくりの推進
- ② 観光中心地づくりの推進

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 計画的な土地利用と環境に関する取り組みの推進

#### ○施策の方向

##### ①計画的な自然環境の保全と環境創造の取り組みの推進

- ・ 計画的な自然環境の保全と環境創造の取り組みを進めます。
- ・ 県立自然公園区域の規制に準拠し、九十九里浜の自然環境を保全します。
- ・ 九十九里浜に生息する、アカウミガメ、シロチドリなどの希少な動植物の保護に努め、町の特徴である豊かな自然環境を保全します。
- ・ 花の咲くまちづくり事業（チューリップ広場づくり事業など）及び美しいまちづくり推進事業など計画的な自然環境の保全にあたっては、町民と関係各課の協働で進めます。

##### ②計画的な土地利用コントロール

- ・ 白子町らしいまちづくりの実現のために、都市計画法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律などの各種土地利用規制を適正に運用し、計画的な土地利用コントロールの実現を目指します。
- ・ 土地利用状況の把握や地域経済の活性化を促進するため、国土調査（地籍調査）を実施し、土地情報を明確化するとともに町全域の地図の一元化を実施することで、個人財産の保全と行政サービスの向上を図ります。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①計画的な自然環境の保全と環境創造の取り組みの推進	○自然環境の保全と環境創造の取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九十九里浜の希少動植物の保護（環境課）</li> <li>・ 花の咲くまちづくり事業の推進（産業課）【再掲】</li> <li>・ 美しいまちづく事業の推進（環境課）</li> </ul>
②計画的な土地利用コントロール	○各種土地利用規制の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用規制等対策事業（建設課）</li> <li>・ 宅地開発対策事業（建設課）</li> <li>・ 都市計画基礎調査事業（建設課）</li> <li>・ 都市計画の見直しの検討（建設課）</li> </ul> ○土地利用状況把握のための調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土調査(地籍調査)事業（建設課）</li> </ul>



5月中旬から6月上旬にかけて  
白子海岸に咲き誇るハマヒルガオ

## (2) 町の中心地づくりの推進

### ○施策の方向

#### ①町の中心地づくりの推進

- ・効果的に基盤施設整備を進めるために、各種公共公益施設の目的に即して、より集中的選択的な施設整備を進めます。
- ・白子町では、南白亀川河口付近及び役場周辺に公共公益施設が集まっており、この南白亀川周辺地域での各種機能の高度化や周辺環境整備を進めます。

#### ②観光中心地づくりの推進

- ・白子町の観光の新たな中心地として、特産品の販売、観光イベントの開催などに活用可能な拠点づくりと周辺環境整備を進めます。
- ・町の観光中心地の地域整備計画、修景計画などを総合的に策定します。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①町の中心地づくりの推進	○町の中心地づくりの推進 ・町の中心地づくり計画の策定（総務課）
②観光中心地づくりの推進	○観光中心地づくりの推進 ・観光中心地づくり計画の策定（総務課、商工観光課） ・拠点整備構想の策定（総務課、商工観光課）



町の商工観光の拠点施設「白子町商工会館」

## 2. 生活基盤の整備

### ●現況と課題

白子町の交通は、自動車交通が中心で、それを支える幹線道路として、県道一宮片貝線や県道飯岡一宮線といった幹線道路が整備されています。一方、生活道路は、町道が実延長283,944m（平成28年）整備され、舗装率78.8%、改良率74.6%、歩道設置率8.1%となっています。また、白子町が管理する道路橋は93橋（内、橋長15m以上7橋、橋長15m未満86橋）となっています。

現在、白子町と茂原市、千葉外房有料道路方面とを連絡する県道茂原白子線バイパスの整備が着手されています。この県道茂原白子線バイパスは、町の中央部に計画され、町内各地域と茂原市方面の利便性向上が見込まれています。近隣市町村との交流連携をとおして地域を活性化していくためには、その交流の基盤となる幹線道路整備が重要であり、この新たな幹線道路を町としてより効率的に利用できるよう、町内各地域における交流活動が促進されるような体系的な道路整備を進める必要があります。また道路は、まちの景観形成や安全なまちづくりといった多様な整備ニーズも見込まれることから、ニーズに応じたきめ細かな道路整備を進めていく必要があります。また、道路の維持管理においても、道路維持管理計画や住民からの要望を精査して、緊急性の高い路線や通学路を優先的に進めます。道路橋については、老朽化橋梁が増大するなかで、長寿命化に適する橋梁と架替が必要な橋梁の管理方針を長寿命化修繕計画により決定し、計画的かつ予防的な対策を進めます。

白子町の公園整備の状況は、南白亀川河口付近に運動施設がまとまって確保され、その他は各地区にスポーツ広場が整備されています。

多くの公共施設を持たない白子町において、公園は地域のスポーツ・レクリエーション施設としてだけでなく、集会やイベント、コミュニティの場といった多様な役割もあり、町民及び観光客の利用ニーズを把握しつつ体系的な公園整備を図る必要があります。

生活雑排水及びし尿処理については、処理区域によりコミュニティ・プラントと合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムの設置を推進する必要があります。

表 2-25 道路整備状況

年 度	実延長 (m)	舗装延長		改良延長		歩道延長	
		延長 (m)	舗装率 (%)	延長 (m)	改良率 (%)	延長 (m)	設置率 (%)
昭和60年	257,866	163,499	63.4	61,417	23.8	4,914	1.9
平成2年	284,500	193,928	68.2	199,592	70.2	9,479	3.3
平成7年	283,823	204,777	72.1	202,920	71.5	9,875	3.5
平成12年	284,760	216,652	76.1	204,622	71.9	13,545	4.8
平成17年	284,243	219,784	77.3	208,502	73.4	18,148	6.4
平成22年	284,323	223,035	78.4	210,920	74.2	20,936	7.4
平成27年	283,936	223,743	78.8	211,817	74.6	23,127	8.1

表 2-26 コミュニティ・プラントの整備状況

	地区	処理整備面積	計画処理人口	1日最大処理量	整備状況
第1工区	白潟	66.4ha	5,050人	1,200m <sup>3</sup> /日	済
第2工区	白潟	108.0ha	4,430人	1,550m <sup>3</sup> /日	済
第3工区	南白亀	113.6ha	2,410人	870m <sup>3</sup> /日	済
合計	—	288.0ha	11,890人	3,620m <sup>3</sup> /日	—

資料：環境課

図2-7 主要道路網図



## ●施策の体系

### (1) 道路網の整備

- ① 近隣市町村との交流連携を支える幹線道路の整備促進
- ② 体系的な生活道路の確保
- ③ ニーズに応じた特色ある道路整備
- ④ 計画的かつ予防的な対策
- ⑤ 公共交通機能の充実強化

### (2) 情報基盤の整備

- ① 近隣市町村との交流連携を支える情報基盤の整備
- ② 地域の生活ニーズに対応した情報基盤の整備

### (3) 公園、緑地の整備

- ① 体系的な公園整備、緑地確保方針の検討

②利用ニーズに応じた特色ある公園整備及び自然公園の活用

③既存緑地の保存と新たな緑地の創出

(4) 供給・処理施設の整備

①上水道・都市ガスなどの安定供給

②体系的な雨水・生活雑排水及びし尿処理の体制づくり

③ゴミ処理対策の推進

④不法投棄防止対策、美しいまちづくり及び環境美化対策の推進

⑤再生可能エネルギーの推進

●施策の方向と主な計画事業

(1) 道路網の整備

○施策の方向

①近隣市町村との交流連携を支える幹線道路の整備促進

- ・白子町と近隣市町村とを連絡する県道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受けとめる体系的な幹線道路の整備を進めます。
- ・主要地方道飯岡一宮線については、広域交流のための拠点整備を促進します。

②体系的な生活道路の確保

- ・地域の生活道路については、各地区から整備要請を的確に把握し、各地区の利便性を高める体系的なネットワークづくりを進めます。

③ニーズに応じた特色ある道路整備

- ・環境美化、景観形成に資する道路整備を進めるために、地区ごとに特色のある街路樹やモニュメントなどの整備を進めます。
- ・福祉のまちづくり条例や高齢者保健福祉計画などにあわせ、歩道の整備やバリアフリー化による生活者にやさしい生活道路整備を体系的に進めます。

④計画的かつ予防的な対策

- ・道路の維持管理については、道路パトロールや町民からの問い合わせなどにより対応する「事後保全型」から、舗装維持管理計画や点検を定期的実施するなど、損傷が軽微なうちに対応する「予防保全型」により道路管理を図ります。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防的な対策を進めます。

⑤公共交通機能の充実強化

- ・町民のバス利用ニーズや、交通弱者である高齢者などの交通アクセス手段の確保を図るため、路線の維持拡充に努め、利用促進対策を進めます。
- ・ふれあいセンターや公民館、集会所などの公共施設や町外の高次医療福祉施設の利用利便性を向上させるために、ボランティアなどを活用した輸送サービスの導入を検討します。
- ・教育における経済的負担の軽減を図るとともに、定住促進及び路線バスなどの利用促進を図るため、学生が通学に利用するバス定期券の補助を進めます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①近隣市町村との交流連携を支える幹線道路の整備促進	○体系的な幹線道路の整備促進 ・ 県道茂原白子線バイパスなど幹線道路の整備要望及び促進（建設課） ・ 都市計画道路の整備要望及び促進（建設課）
②体系的な生活道路の確保	○生活道路の改良 ・ 道路改良事業（建設課）
③ニーズに応じた特色ある道路整備	○景観形成、環境形成に資する道路整備の推進 ・ 景観形成、環境形成に資する道路整備の推進（総務課、建設課、環境課）
④計画的かつ予防的な対策	○道路の維持管理【重点3】 ・ 舗装維持管理計画に基づく維持・補修（建設課）
	○道路橋の維持管理 ・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕・架替（建設課）
⑤公共交通機能の充実強化	○バスなどの輸送サービスの充実 ・ バス運行の利便性確保のための協議（総務課） ・ ボランティアなどを活用した輸送サービスの検討（総務課） ・ バス通学定期運賃などの助成（総務課）【重点1・2】

(2) 情報基盤の整備

①近隣市町村との交流連携を支える情報基盤の整備

- ・ 近隣市町村との交流連携を促進するために、幹線道路周辺において、観光情報・地域情報の発信拠点の機能確保に努めます。
- ・ 町の特徴や各種情報を近隣市町村に発信し、広域交流を促進するために、インターネットなどの情報発信基盤の機能強化を進めるとともに、情報内容の充実に努めます。

②地域の生活ニーズに対応した情報基盤の整備

- ・ 町民生活のニーズの多様化に応じた行政サービスの実現のために、ふれあいセンターを各地区の生活ニーズの収集拠点、行政サービスの情報発信拠点として活用します。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①近隣市町村との交流連携を支える情報基盤の整備	○観光案内所、農水産物直売所、休憩所を備えた施設やインターネットなどの情報基盤整備 ・ 観光案内所、農水産物直売所、休憩所を備えた施設整備事業の推進（総務課、産業課、商工観光課）【再掲】 ・ インターネットなどの情報発信基盤整備及び情報内容の充実（総務課）

②地域の生活ニーズに対応した情報基盤の整備	○各種広報活動の充実、情報発信拠点としてのふれあいセンターの活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種広報活動の充実（総務課）</li> <li>・ 地区の生活ニーズの収集、行政サービスに関する情報発信拠点としてのふれあいセンターの活用（総務課）</li> </ul>
-----------------------	---

(3) 公園、緑地の整備

○施策の方向

①体系的な公園整備、緑地確保方針の検討

- ・ 緑の基本計画に則り、体系的な公園整備、緑地の確保を進めます。

②利用ニーズに応じた特色ある公園整備及び自然公園の活用

- ・ 緑の基本計画の方針にあわせ、既存の公園施設などの有効活用方を検討するとともに、町民及び観光客のニーズを把握し、特色ある公園整備も検討します。
- ・ 九十九里海岸沿いの自然公園については、国、県など関係機関、各種民間環境保護団体などと協議しながら、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討します。

③既存緑地の保存と新たな緑地の創出

- ・ 九十九里海岸の保安林などを中心とした骨格的な緑地づくりを推進するとともに、稀少な神社林などの保全に努めます。また、道路や公園及び主要な公共公益施設内の緑化を進め、新たな緑地空間の創出を図ります。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①体系的な公園整備、緑地確保方針の検討	○緑の基本計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の基本計画の推進（建設課）</li> </ul>
②利用ニーズに応じた特色ある公園整備及び自然公園の活用	○自然公園、都市公園、南白亀川河口部河川敷の活用方策検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園内の緑地活用方策の検討（総務課、商工観光課）</li> <li>・ 都市公園の基礎調査及び計画の検討（建設課）</li> </ul>
③既存緑地の保存と新たな緑地の創出	○緑地保全の考え方の検討（緑の基本計画）（建設課）



げんき君パーク

#### (4) 供給・処理施設の整備

##### ○施策の方向

##### ①上水道・都市ガスなどの安定供給

- ・ 町内のガスの安定供給と保安の確保を図ります。安定供給実現に向けては、老朽化したガス導管を耐腐食・耐震性に優れた材質への交換やループ化工事を行い、災害に強い基盤整備を進めます。一方使用者側へのマイコンメーター取付けや耐震工法を採用するとともに、電算化による使用形態管理により、安全な使用のための支援施策を進めます。
- ・ 上水道については、水資源の確保により安全で良質な水の安定供給に努めます。

##### ②体系的な雨水・生活雑排水及びし尿処理の推進

- ・ 雨水排水については、雨水排水機能の強化のための排水路改良の推進に努め、体系的な雨水排水施設の整備を検討します。
- ・ 施設の老朽化に伴いポンプ類の入替工事を実施し、安定した維持管理に努めます。また、必要に応じて大規模改修工事を検討します。
- ・ 生活雑排水及びし尿については、海岸部でのコミュニティ・プラントの加入接続促進を図るとともに、内陸部においては、合併処理浄化槽の設置を進めます。

##### ③ゴミ処理対策の推進

- ・ 地域ぐるみでゴミの減量化、リサイクル活動の取組みを進めます。
- ・ ゴミ処理については、不法投棄監視員、環境美化推進員や行政、町民各々のゴミ処理活動の連携を図り、体系的なゴミ処理体制づくりを進めます。

##### ④不法投棄対策の推進

- ・ 不法投棄監視員や町民の協力により、不法投棄の監視体制を強化します。

##### ⑤再生可能エネルギーの推進

- ・ 再生可能エネルギーについては、町内の一般住宅に対して、太陽光発電システムの設置助成を進めます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①上水道・ガスなどの安定供給	○ガス供給の安定化促進、消費段階での安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス供給の安定化促進（ガス事業所）</li> <li>・ ガス消費段階での安全性確保（ガス事業所）</li> </ul>
	○上水道の安定供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水資源の確保、良質な水の確保（総務課）</li> <li>・ 水資源の有効利用と節水思想の普及（総務課）</li> </ul>
②体系的な雨水・生活雑排水及びし尿処理の推進	○都市下水路整備計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市下水路整備計画の検討（建設課）</li> </ul>
	○体系的な生活雑排水及びし尿処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体系的な生活雑排水及びし尿処理の推進（環境課）</li> <li>・ コミュニティ・プラントの利用促進・維持管理（環境課）</li> <li>・ コミュニティ・プラントの機器入替工事の実施、大規模改修の検討（環境課）</li> <li>・ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進（環境課）</li> </ul>
③ゴミ処理対策の推進	○ゴミ減量化、リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ減量化事業の推進（環境課）</li> <li>・ 家庭ゴミの分別処理、リサイクルの推進（環境課）</li> </ul>
④不法投棄対策の推進	○監視体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ぐるみで不法投棄監視体制の強化（環境課）</li> </ul>
⑤再生可能エネルギーの推進	○再生可能エネルギーの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅用太陽光発電システム設置補助の推進（環境課）</li> </ul>

3. 快適な地域環境整備

●現況と課題

白子町では、快適な地域環境整備に向け、平成8年に白子町環境美化推進に関する条例を制定し、環境美化のための行政と町民・事業者の行動の取決めをし、またビーチクリーンや各種環境美化運動などを推進し、良好な地域環境づくりのための活動を推進しています。

これらの活動は、町民の協力のもとに個別に推進されていますが、今後、より効率的で有効な活動を進めていくためには、まちづくり分野だけではなく、産業、教育、福祉も含めた全庁的な取組み、及び住民、事業者なども含めた全町的な取組みが必要です。

一方、公害については、南白亀川や海岸、水路などの水質汚濁の状況などを把握しつつ、公害を抑制していく必要があります。

表 2-27 環境美化運動の状況

運動名	時期	対象範囲	参加者
ゴミゼロ運動	5月下旬～6月上旬	町内全域	町民・行政
美しいまちづくり	通年	町内全域	行政
地域美化運動	通年	町内全域	町民
環境整備	通年	町内全域（道路等）	行政

資料：環境課

## ●施策の体系

### (1) 環境問題への取組みと良好な景観形成

- ①美しいまちづくりの推進
- ②環境美化運動の推進
- ③公共公益施設や農地、宅地などでの景観形成のあり方の検討
- ④地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの普及促進

### (2) 住宅環境の整備

- ①良好な住環境の維持管理
- ②良好な生活環境・定住促進のための住環境の整備支援
- ③空き家などの利活用

### (3) 公害の防止

- ①各種公害の状況の把握
- ②快適な環境維持のための施策推進



美しいまちづくり推進事業(桜施肥)

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 環境問題への取組みと良好な景観形成

#### ○施策の方向

#### ①美しいまちづくりの推進

- ・町を訪れる方々並びに町民に喜ばれる環境や景観づくりの推進を目指し、街路樹や花などの植栽及び管理を進めます。

#### ②環境美化運動の推進

- ・良好な地域環境形成を図るために、体系的な環境美化・景観形成のための仕組みを全町、地区単位で強化を図ります。

#### ③公共公益施設や農地、宅地などでの景観形成のあり方の検討

- ・道路、公園、主要な公共公益施設内では、緑化及び統一的な景観づくりを進めます。
- ・農地、宅地などを利用した景観づくりのあり方を検討し、白子町らしい特徴ある景観づくりを進めます。

#### ④地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの普及促進

- ・地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①美しいまちづくりの推進	○美しいまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街路樹や花などの植栽及び管理の実施</li> </ul> (環境課・関係各課)
②環境美化運動の推進	○環境美化運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内における環境美化運動の体系化の強化 (環境課)</li> <li>・ 不法投棄監視員制度の推進 (環境課)</li> <li>・ 環境美化推進運動の推進 (環境課)</li> <li>・ 各種地域環境美化事業、環境保全推進事業の推進 (環境課)</li> </ul>
③公共公益施設や農地、宅地などでの 景観形成のあり方の検討	○公共施設での景観づくりのあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一的な景観形成の取決め (建設課)</li> <li>・ 河川環境整備の促進 (建設課)</li> </ul>
	○農地、宅地などでの景観形成のあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物対策事業 (建設課)</li> </ul>
④地球温暖化の防止及び再生可能エ ネルギーの普及促進	○地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅用太陽光発電システム設置補助事業 (環境課) <b>【再掲】</b></li> </ul>



美しいまちづくり推進事業(コスモス)

## (2) 住宅環境の整備

### ○施策の方向

#### ①良好な住環境の維持管理

- ・ 良好な住環境を維持管理するために、建築確認制度の適正な指導を進めます。
- ・ 町営住宅の維持管理を進めます。

#### ②良好な生活環境・定住促進のための住環境の整備支援

- ・ 生活環境の向上、安定促進を図るため良好な住環境の整備の支援を進めます。

#### ③空き家などの利活用

- ・ 空き家などを活用する方策や、地域に根ざした生活を送るためのハウスシェアリングのあり方などについて、調査研究を行い、空き家などの増加の抑制及び有効活用につなげていきます。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①良好な住環境の維持管理	○町営住宅の維持管理 ・ 町営住宅の維持管理（建設課）
	○建築確認の際の適正指導 ・ 建築確認の際の適正指導（建設課）
②良好な生活環境・定住促進のための住環境の整備支援	○生活環境の向上、安定促進及び地域経済対策【重点2】 ・ 若者マイホーム取得奨励事業（建設課） ・ 住宅リフォーム補助事業（建設課） ・ 町有地の無償貸付及び無償譲渡（総務課） ・ バス通学定期運賃等の助成（総務課）【再掲】【重点1・2】
③空き家などの利活用	○空き家の利活用【重点2】 ・ 空き家などを活用した定住促進（総務課・建設課）

## (3) 公害の防止

### ○施策の方向

#### ①各種公害の状況の把握

- ・ 水質汚濁の実態把握のための調査を実施します。

#### ②快適な環境維持のための施策推進

- ・ 快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を実施します。
- ・ カラス・アライグマなどの有害鳥獣の駆除に努め、快適な環境維持に努めます。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①各種公害の状況の把握	○公害の状況把握のための調査の実施 ・ 水質調査（環境課）
②快適な環境維持のための施策推進	○各種条例などによる環境維持 ・ 「白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の運用による生活環境の維持（環境課）
	○各種公害防止施策を実施 ・ 畜犬登録事業（環境課） ・ 有害鳥獣駆除（環境課）

# 第3章 参加と協働のまちづくり

## 第1節 参加と協働のまちづくりの推進

### ●施策の大綱

#### ○まちづくりへの参加の仕組みづくり

参加と協働によるまちづくりを進めるためには、町民の皆さんの、町を良くしたいという意欲を生かし、町民の発意をまちづくりに反映させる仕組みをつくる必要があります。

その仕組みの基本として、町民主体で意見交換、情報交換を行うための場を展開していきます。既存の自治会活動やサークル活動を活かして町民交流が活発に行なわれ、より多くの人々がまちづくりに対する意見や提案を述べられる機会をつくります。

まちづくりに対する意見や提案を把握するために、町民の皆さんと行政の意見交換や提案の場を設けるほか、意見や要望、提案を日常的に受け付ける行政窓口や体制づくりにより町民一人ひとりがまちづくりに参加できる機会をつくります。

一方、町民の皆さんに対しては、まちづくりの目標や課題についての情報を提供して、各種研修活動、国際交流、他地域との交流活動の場を確保していきます。各種の情報を町民と行政が共有することによって、まちづくり活動に対する意識や知識を一緒に高められるようにしていきます。

#### ○協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

町民からのまちづくりについての意見や提案を「まちづくり活動」へ反映させる仕組みがなければ、町民と行政の活動は一過性のものになりかねないため、「まちづくり活動」を継続していくために、現在進められている既存のまちづくり活動を体系的に把握します。また、新たにまちづくりへの参加意欲がある町民に対して、既存のまちづくり活動情報の提供や活動参加を仲介して、新しいまちづくり活動の組織化を支援します。

「まちづくり活動」は、町民の積極的な参加と協働によって成長していくことが重要で、「まちづくり活動」のテーマは興味を引く内容で身近な問題であることが求められます。そこで、町民と行政が一体となって、活発な「まちづくり活動」のきっかけとなるようなプロジェクトを提案し、実行していきます。プロジェクトをとおして、町民の参加意欲が高め、総合計画に掲げるまちづくりの実現に資するような「まちづくり活動」の方向性について、町民と共に見定めていきます。

町民の「まちづくり活動」を定着させ、町の発展により有効なものとしていくために、行政担当者や既存の各種町民活動団体との交流や意見交換を図り、活動に対する適切な支援体制を進めます。

さらに「まちづくり活動」には、それを担っていく人材の育成が必要になるため、町民と行政が協力して、「まちづくり活動」のリーダー育成を進めます。

## ●現況と課題

町民の具体的なまちづくり活動への参加意欲はあるものの、参加意識は始まったばかりだとみる必要があります。

効率的な行政施策運用を進めるためには、町民本位にたつて、きめ細かなニーズを把握し、町と町民との協力と連携が不可欠な時代に入っていますが、そうした気運を町民が自覚するためには、参加し、行動し、その効用を享受するといった経験の積み重ねが重要であり、まずは、そうしたまちづくりに参加するための機会や場所の提供及びPRを積極的に展開する必要があります。

町民のまちづくりへの参加を促すためには、まちづくりの目指す目標や対象が、できるだけ多くの町民の関心事である必要があります。町民のまちづくり参加は、行政では把握しきれない細かな問題や課題への対応を必要とする行政ニーズの質的变化に対応するものであることが望まれます。

そうした意味では、町民のアイデンティティ形成のベースとなっている自然環境や、日常的で細やかな対応が必要な高齢化対応、リサイクル問題などから、町民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

## ●施策の体系

### (1) まちづくりへの参加の仕組みづくり

- ①まちづくりに関する意見交換の活性化
- ②まちづくりについての情報、知識の提供
- ③町民からの提案受付の仕組みづくり

### (2) 協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

- ①既存活動組織の把握と活動参加の窓口づくり
- ②対話と協力のプロジェクト推進を支援する体制づくり
- ③町民のまちづくり活動推進を支援する体制づくり

## ●施策の方向と主な計画事業

### 1. まちづくりへの参加の仕組みづくり

#### ○施策の方向

#### ①まちづくりに関する意見交換の活性化

- ・町民のまちづくりに関する意見交換を活性化するために、町民相互の意見交換や情報交換の場を設置します。
- ・当面は行政主導での運営とするものの、町民の主体的なまちづくりへの参加を促進するために、中・長期的にはまちづくり同好会などを運営主体としていくものとします。

#### ②まちづくりについての情報、知識の提供

- ・町民のまちづくり活動に対する参加意欲を高めるために、まちづくりの目標、分野に応じた関連情報提供や各種研修交流制度を設けます。
- ・町民のまちづくりに関する情報交換、意見交換の場及び町民へのまちづくり情報の提供の場としてふれあいセンターを活用します。
- ・まちづくりについての情報や知識を提供するため、町民の要望に応じ、生涯学習講座や町民ワークショップ及び小中学校の総合的な学習の場に町職員や専門アドバイザーなどを派遣します。

### ③町民からの提案受付の仕組みづくり

- ・町民のまちづくりに対する要望や提案の受け付け窓口を設置します。
- ・まちづくり意向調査などの実施により、定期的に町民の意向や要望を把握します。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①まちづくりに関する意見交換の活性化	○まちづくり意見交換会議の開催・運営 ・新たな住民参加方式の検討（総務課）
	○町民の意見交換の機会を創出 ・コミュニティ推進体制の確立（総務課）
②まちづくりについての情報、知識の提供	○まちづくりに関する教育や研修制度の充実 ・まちづくりに関する教育や研修制度の充実（生涯学習課）
	○町の現状やまちづくり活動の情報提供 ・各種広報活動の充実（総務課）
③町民からの提案受付の仕組みづくり	○住民意識調査の実施 ・住民意識調査の実施（総務課）
	○まちづくりに対する要望や提案の受付窓口づくり ・広聴制度の検討（総務課） ・ひまわりメール・リベロ体制の充実（総務課）

○ひまわりメール 毎週第1・3木曜日に町若手職員が自治会長などに回覧文書などを配布及び收受することにより町民にふれあい、人間関係のネットワークづくりを図る制度です。

○ひまわりリベロ 町幹部職員が自治会長に行政情報を伝え、また、地域の意見・要望などを伺い、行政に反映させていく制度です。

## 2. 協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

### ○施策の方向

#### ①既存活動組織の把握と活動参加の窓口づくり

- ・既存の民間活動、ボランティア活動を体系的に把握するとともに、民間活動組織などの要望、意向をとりまとめ、活動組織相互の情報交換を促進します。
- ・組織ごとの活動内容の把握は、各分野別に庁内担当課ごとに行うとともに、庁内での情報交換を推進します。
- ・ボランティア、団体、サークル活動組織の体系的な把握と情報提供の総合的な担当窓口を設けます。

#### ②対話と協力のプロジェクト推進を支援する体制づくり

- ・対話と協力のまちづくり促進のための窓口となるワーキングチームの創設を検討します。
- ・プロジェクトの推進支援については、ワーキングチームを構成する担当課が関連各課との連携をはかり、効率的な一体的な活動を進めます。

③町民のまちづくり活動推進を支援する体制づくり

- ・プロジェクトの中から定常的なまちづくり活動への定着を図るために、既存の民間活動団体との連携や体制づくりの支援を行います。
- ・既存の自治会活動を推進し、町民による多様なまちづくり活動が進められるようきめ細かな支援を進めます。

○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①既存活動組織の把握と活動参加の窓口づくり	○既存活動組織の体系的把握と参加の窓口づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動の推進（生涯学習課）</li> <li>・ 団体・サークル活動の充実（生涯学習課）</li> <li>・ コミュニティ推進体制の確立（総務課）</li> </ul>
②対話と協力のプロジェクト推進を支援する体制づくり	○対話と協力のまちづくり担当セクションの設置の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対話と協力のまちづくり担当セクションの設置の検討（総務課）</li> </ul> ○庁内でのプロジェクト支援体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内でのプロジェクト支援体制づくり（総務課）</li> </ul>
③町民のまちづくり活動推進を支援する体制づくり	○町内の自治会活動の連携、体系化推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の自治会活動の連携、体系化推進（総務課）</li> </ul> ○既存の自治会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会活動の支援体制づくり（総務課）</li> <li>・ 地区集会施設、コミュニティ備品の整備（総務課）</li> <li>・ ひまわりメール・リベロ体制の充実（総務課）【再掲】</li> </ul>

## 第2節 まちの行財政運営

### ●施策の大綱

#### ○まちの行財政運営

行政運営においては、第3次白子町行財政改革プランに基づき、事務事業、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発、行政の情報化を図るとともに、公共施設の設置及び管理運営の合理化を進めます。

財政においては、町全体としてのまちづくりの目標や目標実現のための事業優先度に応じ、重点的に事業が推進できるように財政運営を配慮します。また、自主財源の確保に努め、計画的な事業の推進とともに効率的な財政運営を進めます。

また、ふるさと納税制度を活用し白子町のPRを推進します。

#### ○広域行政の推進

長生郡市及び周辺も含めた広域市町村が有機的に連携し、効率的な行政運営、行政施策を進めるために、主体的にその体制づくりを進めます。特に、スポーツや文化の面においては、既存のイベントや新たな取組みをとおして、先導的な役割を担っていくものとします。

広域事務や業務については、その範囲の拡大と他市町村との調整機能の充実を図り、合理的で効果的な行財政運営を進めます。



# 1. まちの行財政運営

## ●現況と課題

人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少より、町税の減少など歳入の減少が予測される中で、社会保障関連経費の増加や公共施設・インフラの維持修繕費は今後も高水準で推移すると考えられ、財政状況はますます厳しさを増しています。

そのため、最適な財政運営を推進するためには、自主財源の一層の確保や受益者負担の適正化を図るとともに、最小の経費で最大の効果を上げるための計画的な予算編成や国、県などからの補助、地方債等を最大限に活用し、効果的な支出をする必要があります。また、長期的な展望を持ち、基金を計画的に運用し健全な財政運営を維持する必要があります。

社会経済状況は大きく変化し、地方分権の進展や多様化・複雑化する町民ニーズに対応するため、一層の行財政改革により役場組織内での連携強化や効率化、更には迅速化により住民サービスの維持・向上を図ることが求められています。

行政運営におけるICT（情報通信技術）活用は、町政情報の発信のみならず、行政サービスの向上、行政事務の効率化を進めています。今後も情報化の果たす役割は高まっていますが、近年は、サイバー攻撃による行政情報・個人情報流出や詐欺事件など新たな脅威も生じています。今後も利便性の高い行政サービスの提供を推進するとともに情報セキュリティ強化による安全性の確保が求められています。

これまでの白子町の枠組みに関わらず、近隣市町村との連携や地域の活性化を目指した広域交流などについて検討を進める必要があります。

表 2-28 普通会計決算の推移（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	町税	1,223,917	31.3	1,301,206	27.9	1,295,742	21.3	1,259,723	26.0
	分担金及び負担金	16,578	0.4	10,140	0.2	10,193	0.2	6,933	0.1
	使用料及び手数料	194,885	5.0	117,453	2.5	118,367	1.9	118,058	2.4
	財産収入	2,261	0.1	1,821	0.0	3,441	0.1	2,154	0.0
	寄付金	1,150	0.0	9,535	0.2	9,777	0.2	16,056	0.3
	繰入金	109,514	2.8	2,406	0.1	56,350	0.9	63,824	1.3
	繰越金	198,711	5.1	219,249	4.7	373,289	6.1	328,802	6.8
	諸収入	111,671	2.9	132,353	2.8	134,341	2.2	99,355	2.0
	小計	1,858,687	47.5	1,794,163	38.5	2,001,500	32.8	1,894,905	39.1
依存財源	地方譲与税	143,783	3.7	83,179	1.8	71,443	1.2	70,825	1.5
	交付金	228,715	5.8	166,425	3.6	240,593	3.9	203,560	4.2
	地方交付税	1,091,981	27.9	1,359,064	29.1	1,594,613	26.2	1,444,391	29.8
	国庫支出金	104,194	2.7	557,088	11.9	574,673	9.4	568,239	11.7
	県支出金	155,348	4.0	452,220	9.7	441,631	7.2	412,951	8.5
	町債	329,500	8.4	252,200	5.4	1,169,000	19.2	254,200	5.2
	小計	2,053,521	52.5	2,870,176	61.5	4,091,953	67.2	2,954,166	60.9
歳入総額		3,912,208	100.0	4,664,339	100.0	6,093,453	100.0	4,849,071	100.0

（注1）総務省が実施している地方財政状況調査に基づく数値を記載しています。

（注2）構成比は、表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

表 2-29 普通会計決算の推移（歳出）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
経常的経費		3,242,443	87.5	3,409,231	78.6	4,341,853	75.3	3,884,230	83.7
	義務的経費	1,661,844	44.8	1,789,018	41.2	1,835,885	31.8	1,861,884	40.1
	人件費	1,116,794	30.1	1,066,398	18.7	1,078,740	18.7	1,075,076	23.2
	扶助費	206,901	5.6	379,961	8.2	474,714	8.2	500,860	10.8
	公債費	338,149	9.1	342,659	4.9	282,431	4.9	285,948	6.2
	物件費	545,775	14.7	459,702	10.6	751,329	13.0	798,850	17.2
	維持補修費	17,942	0.5	25,086	0.6	23,518	0.4	30,262	0.7
	補助費等	691,823	18.7	739,202	17.0	1,245,987	21.6	705,683	15.2
	経常的繰出金	301,117	8.1	384,404	8.9	483,330	8.4	486,218	10.5
	経常的/貸付金等	23,942	0.6	11,819	0.3	1,804	0.0	1,333	0.0
投資的経費		345,032	9.3	806,510	18.6	1,298,171	22.5	648,886	14.0
	普通建設事業費	344,696	9.3	806,510	18.6	1,298,171	22.5	620,369	13.4
	災害復旧事業費	336	0.0	0	0.0	0	0.0	28,517	0.6
積立金		88,925	2.4	96,742	2.2	94,120	1.6	91,793	2.0
投資出資貸付金		110	0.0	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.0
繰出金		30,726	0.8	21,418	0.5	25,507	0.4	15,051	0.3
歳出総額		3,707,236	100.0	4,338,901	100.0	5,764,651	100.0	4,639,960	100.0

（注1）総務省が実施している地方財政状況調査に基づく数値を記載しています。

（注2）構成比は、表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

表 2-30 普通会計決算の推移（歳出／目的別）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費		87,997	2.4	80,575	1.9	87,546	1.5	85,009	1.8
総務費		660,285	17.8	662,582	15.3	725,683	12.6	788,996	17.0
民生費		855,048	23.1	1,258,051	29.0	1,311,603	22.8	1,332,310	28.7
衛生費		528,912	14.3	535,431	12.3	478,547	8.3	504,816	10.9
農林水産業費		151,781	4.1	173,944	4.0	805,351	14.0	277,455	6.0
商工費		161,698	4.4	84,861	2.0	129,181	2.2	81,805	1.8
土木費		279,619	7.5	231,632	5.3	1,040,371	18.0	594,135	12.8
消防費		213,248	5.8	208,325	4.8	264,344	4.6	205,333	4.4
教育費		430,163	11.6	755,841	17.4	634,594	11.0	355,636	7.7
災害復旧費		336	0.0	0	0.0	0	0.0	28,517	0.6
公債費		338,149	9.1	342,659	7.9	282,431	4.9	285,948	6.2
諸支出金		0	0.0	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.0
歳出総額		3,707,236	100.0	4,338,901	100.0	5,764,651	100.0	4,639,960	100.0

（注1）総務省が実施している地方財政状況調査に基づく数値を記載しています。

（注2）構成比は、表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

表 2-31 ふるさと納税 納税者、納税金額の推移

年次	納税者 (人)	納税額 (円)
平成 22 年	64	8,135,000
平成 23 年	52	2,989,000
平成 24 年	53	3,035,000
平成 25 年	61	4,064,000
平成 26 年	85	5,400,000
平成 27 年	82	4,277,000
平成 28 年	843	13,756,235

資料：総務課

## ●施策の体系

### (1) 行政計画

- ①事務事業の見直し
- ②組織・機構の見直し
- ③定員管理及び給与の適正化の推進
- ④職員の能力開発などの推進
- ⑤行政の情報化の推進
- ⑥公共施設等の適正な総合管理

### (2) 財政計画

- ①自主財源の確保と拡大
- ②依存財源の活用
- ③経常経費の抑制
- ④効率的な財政運営
- ⑤転入促進のための措置の実施
- ⑥町有地の利活用

## ●施策の方向と主な計画事業

### (1) 行政計画

#### ○施策の方向

##### ①事務事業の見直し

- ・ 効率的な行政業務の推進に向けて、事務事業の見直しや文書管理の効率化を進めます。

##### ②組織・機構の見直し

- ・ 町民ニーズの変化や高齢化に対応した効率的な行政業務推進のため、必要に応じ組織・機構の見直しを行います。
- ・ 主要な施策の推進にあたっては、庁内ワーキングチームによる関係機関の連絡協力体制の強化を図ります。
- ・ 町民にわかりやすい行政運営を進めるために、情報公開を進めます。

##### ③定員管理及び給与の適正化の推進

- ・ 人事ローテーションの適正化を進めるとともに、定員管理及び給与の適正化を進めます。

#### ④職員の能力開発などの推進

- ・各種研修制度を充実し、職員の能力開発などを進めます。
- ・人事評価制度の構築により、町の理念、ビジョンを確実に達成していくために、職務目標を設定し、自らその達成のために創意工夫を凝らせるよう職員のチャレンジ精神の高揚を図ります。

#### ⑤行政の情報化の推進

- ・町民のニーズに合わせた幅広い行政情報の発信に努め、SNS等新たな情報提供手段を活用することにより、町民への更なる情報共有に努めます。
- ・社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用拡大により、行政サービスの高度化及び新たな町民サービスの向上を図ります。また、自治体クラウドなどシステムの共同利用について検討を進めます。
- ・町民と行政の対話と協力のまちづくりを推進するうえで透明・公平な行政運営を行うために、町民が必要とする町政情報を適切かつ迅速に町民に公開するため情報公開制度を推進します。
- ・新規転入者の受入れを促進するために、転入の際の諸手続き、各種行政サービス、福祉サービスなどに関しての一括した情報提供を進めます。

#### ⑥公共施設等の適正な総合管理

- ・白子町公共施設総合管理計画に基づく施設ごとの個別計画を策定し、計画の実行を進めます。また、指定管理制度やPFI等の推進による民営化の活用も含め効率的な施設の管理運営を進めます。

※PFI：従来、国や地方自治体が行ってきた道路や橋などの社会資本の整備・運営を民間主体に移管すること。民間資金と企業経営のノウハウを用いて効率のよい公共事業を行い、財政支出も削減しようというもの。

#### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①事務事業の見直し	○事務事業の見直し、文書管理の適正化の推進 ・事務事業の見直し、文書管理の適正化推進（総務課）
②組織・機構の見直し	○情報公開の推進、組織・機構の見直し ・情報公開の推進、組織・機構の見直し（総務課）
③定員管理及び給与の適正化の推進	○人事管理の適正化の推進 ・人事ローテーションの適正化推進、定員管理及び給与の適正化の推進（総務課）
④職員の能力開発などの推進	○研修制度の充実推進 ・研修制度の充実推進（総務課） ・人事評価制度の活用（総務課）
⑤行政の情報化の推進	○行政の情報化・情報提供の推進 ・情報発信の強化・充実（総務課） ・ICT利活用の推進（総務課） ・情報セキュリティの強化（総務課） ○災害に強い情報システムの推進【重点3】 ・効率的かつ災害に強いクラウド事業（総務課） ・多様なメディアを活用した災害・行政情報配信の推進 (総務課)

⑥公共施設等の適正な総合管理	○公共施設等の適正な総合管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設の管理運営の合理化（総務課）</li> <li>・ 公有財産の効率運用（総務課）</li> <li>・ 省エネ、温室効果ガスの排出削減の推進（総務課）</li> </ul>
----------------	--

## (2) 財政計画

### ○施策の方向

#### ①自主財源の確保と拡大

- ・ 税収の適正な確保と手数料、使用料の適正化を進め、自主財源の確保と拡大を行います。
- ・ ふるさと納税制度の活用による寄付金の確保を図ります。  
※使用料：体育館の使用料など、使用したことに対して支払う金銭。  
※手数料：特定の者のために行う事務について徴収する料金。  
※ふるさと納税：ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。

#### ②依存財源の活用

- ・ 町の発展のために必要な施策・事業を選択し、依存財源の有効活用を図ります。

#### ③経常経費の抑制

- ・ 効率的な行政運営を推進し、経常経費の抑制に努めます。

#### ④効率的な財政運営

- ・ 限られた財源の効率的な運用を図ります。
- ・ 主要行政施策推進のためのワーキングチームによる関係各課の連絡協力体制を強化し、効率的な財政運営を進めます。
- ・ 町と町民の協働による行政運営を推進することによって、財政支出の削減や適正化を図ります。

#### ⑤転入促進のための措置の実施

- ・ 転入促進のために、転入を希望するものに対する優遇措置などを検討します。

#### ⑥町有地の利活用

- ・ 若年層の定住促進を図るため、町有地の有効活用を図ります。

#### ⑦ふるさと納税の推進

- ・ 地元特産品を活用した返礼品や体験型商品の充実化を検討します。

### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①自主財源の確保と拡大	○自主財源の確保と拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと納税制度の推進（総務課・関係各課）</li> </ul>
②依存財源の活用	○計画財政の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画財政の推進（総務課）</li> </ul>

③経常経費の抑制	
④効率的な財政運営	
⑤転入促進のための措置の実施	○転入促進のための措置の実施 ・ 優遇措置などの検討（総務課・関係各課）
⑥町有地の利活用	○町有地の有効活用【重点2】 ・ 町有地の無償貸付及び無償譲渡（総務課）【再掲】



はまぐり



なगरみ



トマト



白子たまねぎ



落花生



芋焼酎「南白亀」

ふるさと納税 返礼品(一部)

## 2. 広域行政の推進

### ●現況と課題

近年の地域振興は、地方分権化の流れやまちづくりへの住民参加ニーズの高まりを背景として、地域の固有資源を活かした近隣市町村との交流連携によって、地域の活性化を目指すという方向性が鮮明になってきています。白子町も町民の生活ニーズや地域資源を見つめ直し、近隣市町村のなかでの白子町の特徴を活かした交流連携のなかで一定の役割を担うことが必要となっています。

### ●施策の体系

#### (1) 広域との交流連携の推進

- ①県内、国内との交流連携の推進
- ②近隣市町村との交流連携の推進
- ③広域事務・業務の拡大と調整機能の充実
- ④広域行政の合理的、効果的な行財政運営の促進

### ●施策の方向

#### (1) 広域との交流連携の推進

##### ○施策の方向

##### ①県内、国内との交流連携の推進

- ・地方分権や町民の生活圏域の広がりをふまえ、町民ニーズに効率的効果的に対応するために、広域連携のあり方を検討し、活動を進めます。
- ・白子町が広域の中で、スポーツや文化に関する既存のイベントや新たな取組みをとおして、先導的な役割を担っていくものとします。
- ・イベントに関しては、白子町で開催するイベントへの参画を要請することはもとより、他市町村で開催するイベントへの協力を進め、広域での一体的なイベント開催を推進していきます。

##### ②近隣市町村との交流連携の推進

- ・白子町が長生郡など周辺市町村の中で、農業や観光、スポーツや環境に関する取組みを通じて、先導的な役割を担って行くものとします。

##### ③広域事務・業務の拡大と調整機能の充実

- ・広域での実施することが効率的な事務・業務については、広域行政における実施を推進していきます。

##### ④広域行政の合理的、効果的な行財政運営の促進

- ・広域行政の中での主体的な役割を担いつつ、合理的・効果的な行財政運営を促進していきます。

##### ○主な計画事業

施策	主な計画・事業
①県内、国内との交流連携の推進	○県内、国内との広域連携のあり方の検討
②近隣市町村との交流連携の推進	○近隣市町村との広域連携のあり方の検討 ・ 近隣市町村との広域連携のあり方の検討（総務課）
③広域事務・業務の拡大と調整機能の充実	○広域事務・業務の拡大と調整機能の充実
④広域行政の合理的、効果的な行財政運営の促進	○広域行政の合理的・効果的な行財政運営の推進 ・ 長生郡市広域市町村圏組合の行財政改革の推進（総務課） ・ 長生・山武地域広域連携の推進（総務課）

# 資料編



# 白子町振興審議会

白子町第5次総合計画についてご審議いただくため、学識経験者及び関係団体など12人で構成する白子町振興審議会を設置し、慎重なご審議の上、答申をいただきました。

1. 設置根拠  
白子町振興審議会規則
2. 委員名簿

番号	氏名	団体区分
1	板倉正道	議会議員
2	東海林東治	議会議員
3	宗島理仁	議会議員
4	齋藤鉄也	議会議員
5	木原力	町教育委員会委員
6	石井秀明	町農業委員会委員
7	前橋貴男	町の区域内の公共的団体の役員及び職員
8	大塚昭	町の区域内の公共的団体の役員及び職員
9	片岡功一	町の区域内の公共的団体の役員及び職員
10	片岡良彦	学識経験者
11	古山剛	学識経験者
12	岡澤好美	学識経験者

3. 根拠規定  
白子町振興審議会規則（平成24年3月16日規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、白子町附属機関条例（平成24年白子町条例第1号）第4条の規定に基づき、白子町振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ白子町振興計画の策定、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行なう。

（組織）

第3条 審議会は委員12名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）町議会議員
- （2）町教育委員会委員
- （3）町農業委員会委員
- （4）町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- （5）学識経験者

3 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は非常勤とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は会長が会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(報酬および費用弁償)
- 第6条 委員の報酬および費用弁償は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年白子町条例第3号)による。  
(庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、所管課において処理する。  
(委任)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。  
附 則  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 策定体制

### 白子町総合計画策定委員会及び白子町総合計画策定部会設置要領

- (目 的)
- 第1条 町の総合計画を策定するため、白子町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)及び白子町総合計画策定部会(以下「策定部会」という。)を置く。  
(策定委員会の職務)
- 第2条 策定委員会は、策定部会から提出された計画素案を調査審議し、それらをもとに計画案を策定し、町長に提出するものとする。  
(組 織)
- 第3条 策定委員会は、副町長、教育長及び各課(等)の長をもって組織する。  
(会 長)
- 第4条 策定委員会に会長を置く。  
2 会長は副町長職にある者をもってあてる。  
3 会長は会務を総理し、策定委員会を代表する。  
4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、総務課長の職にある者がその職務を代理する。  
(会 議)
- 第5条 策定委員会の会議は会長が必要と認めるときに招集する。  
2 会長は会議の議長となり、議事を整理する。  
(委員でない者の出席)
- 第6条 策定委員会の会議において、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を求めることができる。  
(策定部会)
- 第7条 策定部会は、各課から提出された計画原案を調整し計画素案を策定委員会に提出するものとする。  
2 策定部会は、総務課職員及び策定部会員をもって組織する。  
3 策定部会員は、町の職員の中から町長が指名する。  
4 策定部会は、総務課長が必要と認めるときに召集する。  
5 総務課長は、会務を総理し、策定部会を代表する。  
6 策定部会において必要があると認めるときは総務課職員及び策定部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。  
7 前6項に定めるもののほか、策定部会に関し必要な事項は、策定部会において決定する。  
(事務局)
- 第8条 策定委員会の事務局は総務課に置く。  
(雑 則)
- 第9条 この要領で定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。  
附 則  
この要領は平成29年5月1日から施行し、白子町総合計画が策定された日をもって効力を失う。

策定委員会委員（順不同）

番号	職名	氏名	備考
1	副町長	長島義行	会長
2	教育長	牧野敬一	
3	総務課長	板倉広明	代理
4	税務課長	今井義行	
5	建設課長	斉藤繁男	
6	産業課長	小高健史	
7	商工観光課長	今関道雄	
8	健康福祉課長	竹下裕之	
9	環境課長	梶幸男	
10	住民課長	緑川義之	
11	ガス事業所長	鵜澤敬房	
12	会計課長	御園友加里	
13	議会事務局長	大矢務	
14	教育課・生涯学習課長	灰野訓敏	
15	学校給食センター所長	三橋政明	
16	白潟保育所長	鵜澤君江	
17	関保育所長	岡澤寿美江	
18	南白亀保育所長	御園かおる	
19	社会福祉協議会事務局長	緑川輝男	

策定部会員（順不同）

番号	職名	氏名	備考
1	総務課課長	板倉広明	代表
2	総務課課長補佐	斉藤雄	
3	総務課財政係長	渡辺直之	
4	税務課課長補佐	田邊治幸	
5	建設課課長補佐	渡辺昭	
6	産業課課長補佐	片岡秀樹	
7	商工観光課主査	三橋富子	
8	健康福祉課課長補佐	野島裕子	
9	環境課主査	緑川昌一	
10	住民課主査	三橋久美子	
11	ガス事業所主査	森川恭典	
12	会計課出納係長	木島美津子	
13	教育課課長補佐	高橋庸行	
14	生涯学習課課長補佐	金坂潤一	

事務局：総務課

番号	職名	氏名	備考
1	主幹	斉藤貴人	
2	副主幹	増井角栄	
3	主査補	篁裕子	
4	主任主事	鈴木敏行	



～笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ～

## 白子町第5次総合計画

平成30年度 ▶ 平成39年度

平成30年3月

〒299-4292

千葉県長生郡白子町関 5074-2

白子町役場総務課

TEL 0475-33-2110

FAX 0475-33-4132